

じゃ、五年先の見通しがわからぬということだったら、三年先の見通しを出してください。ともかく法律案を審議するのに、来年どうなるか再来年どうなるかわからないことじや、審議はできなじやないです。

○政府委員(関谷後作君) そういうことで、現在の状態での前提を置きますと、これは大体五年先の水準でございますけれども、総体の需要がやはり二十二、三万俵と、こういうようなことになつてまいるわけでございます。ただ、これを確定することが今後の生産誘導の上に非常に厳しい線といふ点でいいかもしませんけれども、反面、我々のこれからするような需要増進の努力という政策努力の面が、この場合には全くと言つていいほど考慮されおりません。

そういうことで、見通しの必要性は痛感するわけでござりますけれども、政策的な影響、政策面からの影響等も考えますと、非常に確定が難しい

ということで、法律案はそれではどういうことな

のかと、こういうお尋ねでございますが、法律案につきましては、織系価格安定制度を新しい姿で

堅持をする、その根幹を堅持するということで、

仕組みを今回御提案をするというようなことで、

これがやはり当面の制度不安をなくすということ

ではまず第一着手として必要なことであろう、こ

ういうふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 法律を改正して価格安定制度等も変えていく。しかも、研究会の報告では、これから養蚕製糸は縮小せざるを得ないと書いてある。で

すから、関係者は不安なんですよ。この法律がで

きたらそんなに縮小されることはありませんと

ということをはつきり言わなきゃ、審議にならない

んじゃないですか。農水省の資料を私は持っていますけれども、これには需要の予測がありますね。今、局長から答弁があったように、六十五年

には需要は二十二万から二十三万四千になるとい

う資料がありますね。これだったら、これだけ需

要を落とすならばあとは国内生産でどうする

だ、輸入はどうするんだ、あるいは事業団の売り渡しはどうするんだということで、おおよその数

字は出てくるんじゃないですか。ですから、私は

いじやないですか。

○政府委員(関谷後作君) 今二十二、三万俵と

いうのは、これは根拠になつております、ベース

になつておりますのは、民間の調査機関に委託し

たわけでございますが、その全体の需要の見通し

の考え方は、和装需要については大体横ばい、そ

れから洋装については引き続きカジュアル着物の

需要減少が続く、こういうことでその辺の水準に

ならざるを得ないということで見込んでおるわけ

でございます。

ただ、行政的にそれを確定するかどうかの問題

は別にしまして、次に輸入の問題につきまして

は、これは御承知のように、絹製品と生糸の輸入

と両方含めた全体での規模がどのくらいになって

すように、輸入が差換算で、大体内需向けのもの

が五十八年で十萬俵台になつておりますが、これ

が生糸、綿織物、二次製品、これで全体で幾らになら

なるか。我々としてはできるだけ抑制するようになら

うけれども、この線よりも少し生産としては規模

を小さくしていくという見通しにならざるを得な

いわけでございます。

ただ、繰り返しになりますと恐縮でございます

が、この辺の見通しを何か公的に確定するという

ことが現状ではなかなか政策的な面なり、輸入交

渉の面なりございますので非常に難しいと、こう

いうことでございます。

○村沢牧君 もう少し明確な答弁をいたしかね

ませんが、これは納得できないんだ。だから、これだけの

法律改正を出すんなら、あるいは研究会でも研究

したんですから、少なくとも五年先ぐらいいはん

なことになるだろうと、その検討や見通しがなく

て将来の養糸がどうなるということは言えないじ

やないですか。

ですから、はつきりまた言いますよ。今話があ

つたように、六十五年には二十一万から二十三万

四千になるという調査、これは皆さんがこのとお

り認めているわけですね。しかし、輸入が現在十

万だ、それを減らすことができない、輸入によつ

て国内需要がどうなるかわからないというような答

弁ですが、それが間違っていると思うんですよ。

国内需要がこれだけあるから足らないところを輸

入するというのが基本的な考え方じゃないですか。

局長、もう一回答弁してください。いいですか。

需要はこれだけある、輸入は十萬俵、これは

輸入は今までどおりいつても十萬俵だと。そして

、事業団の売り渡しは年間どのぐらい見るんで

ですか、六十五年までに。そうすると、国内生産幾

らと出てくるじゃないですか。その数字に基づいて

言つてください。

○政府委員(関谷後作君) これはあくまでも現段

階での私どものただいま申し上げました需要予測

に対応したことになるわけでございますけれど

、全體が二十二、三万俵、まあこれは大体六十

四、五六年くらいのあたりになろうかと思ひます

が、六十四年あるいは六十五年あたりで二十二、

三万俵といたしますと、輸入については現在がト

ータルで生糸、綿織物含めまして十萬俵前後でござ

りますけれども、これをこのままの水準で減らせな

い、こういうふうに仮定いたしますと、国内の内

需につきましてはやはり十二、三万俵というよ

うかなりきつい線が出てまいるわけでございま

す。

これが非常に、言つてみればかなりかたい方の

見通しと、こういうことは現段階でいえれば相当

きつい線として腹の中に持つていなければいけな

い、こういうふうに考えておるわけでございま

す。

が、こういうようなことは現段階でいえれば相当

法律改正を出すんなら、あるいは研究会でも研究

したんですから、少なくとも五年先ぐらいいはん

なことになるだろうと、その検討や見通しがなく

て将来の養糸がどうなるということは言えないじ

やないですか。

ですから、はつきりまた言いますよ。今話があ

つたように、六十五年には二十一万から二十三万

四千になるという調査、これは皆さんがこのとお

り認めているわけですね。しかし、輸入が現在十

万だ、それを減らすことができない、輸入によつ

て国内需要がどうなるかわからないというような答

弁ですが、それが間違っていると思うんですよ。

国内需要がこれだけあるから足らないところを輸

入するというのが基本的な考え方じゃないですか。

局長、もう一回答弁してください。いいですか。

需要はこれだけある、輸入は十萬俵、これは

輸入は今までどおりいつても十萬俵だと。そして

、事業団の売り渡しは年間どのぐらい見るんで

ですか、六十五年までに。そうすると、国内生産幾

らと出てくるじゃないですか。その数字に基づいて

言つてください。

○政府委員(関谷後作君) これはあくまでも現段

階での私どものただいま申し上げました需要予測

に対応したことになるわけでございますけれど

、全體が二十二、三万俵、まあこれは大体六十

四、五六年くらいのあたりになろうかと思ひます

が、六十四年あるいは六十五年あたりで二十二、

三万俵といたしますと、輸入については現在がト

ータルで生糸、綿織物含めまして十萬俵前後でござ

りますけれども、これをこのままの水準で減らせな

い、こういうふうに仮定いたしますと、国内の内

需につきましてはやはり十二、三万俵というよ

うかなりきつい線が出てまいるわけでございま

す。

これが非常に、言つてみればかなりかたい方の

見通しと、こういうことは現段階でいえれば相当

きつい線として腹の中に持つていなければいけな

い、こういうふうに考えておるわけでございま

す。

が、こういうようなことは現段階でいえれば相当

法律改正を出すんなら、あるいは研究会でも研究

したんですから、少なくとも五年先ぐらいいはん

なことになるだろうと、その検討や見通しがなく

て将来の養糸がどうなるということは言えないじ

やないですか。

ですから、はつきりまた言いますよ。今話があ

つたように、六十五年には二十一万から二十三万

四千になるという調査、これは皆さんがこのとお

り認めているわけですね。しかし、輸入が現在十

万だ、それを減らすことができない、輸入によつ

て国内需要がどうなるかわからないというような答

弁ですが、それが間違っていると思うんですよ。

国内需要がこれだけあるから足らないところを輸

入するというのが基本的な考え方じゃないですか。

局長、もう一回答弁してください。いいですか。

需要はこれだけある、輸入は十萬俵、これは

輸入は今までどおりいつても十萬俵だと。そして

、事業団の売り渡しは年間どのぐらい見るんで

ですか、六十五年までに。そうすると、国内生産幾

らと出てくるじゃないですか。その数字に基づいて

言つてください。

○政府委員(関谷後作君) これはあくまでも現段

階での私どものただいま申し上げました需要予測

に対応したことになるわけでございますけれど

、全體が二十二、三万俵、まあこれは大体六十

四、五六年くらいのあたりになろうかと思ひます

が、六十四年あるいは六十五年あたりで二十二、

三万俵といたしますと、輸入については現在がト

ータルで生糸、綿織物含めまして十萬俵前後でござ

りますけれども、これをこのままの水準で減らせな

い、こういうふうに仮定いたしますと、国内の内

需につきましてはやはり十二、三万俵というよ

うかなりきつい線が出てまいるわけでございま

す。

これが非常に、言つてみればかなりかたい方の

見通しと、こういうことは現段階でいえれば相当

きつい線として腹の中に持つていなければいけな

い、こういうふうに考えておるわけでございま

す。

が、こういうようなことは現段階でいえれば相当

法律改正を出すんなら、あるいは研究会でも研究

したんですから、少なくとも五年先ぐらいいはん

なことになるだろうと、その検討や見通しがなく

て将来の養糸がどうなるということは言えないじ

やないですか。

ですから、はつきりまた言いますよ。今話があ

つたように、六十五年には二十一万から二十三万

四千になるという調査、これは皆さんがこのとお

り認めているわけですね。しかし、輸入が現在十

万だ、それを減らすことができない、輸入によつ

て国内需要がどうなるかわからないというような答

弁ですが、それが間違っていると思うんですよ。

国内需要がこれだけあるから足らないところを輸

入するというのが基本的な考え方じゃないですか。

局長、もう一回答弁してください。いいですか。

需要はこれだけある、輸入は十萬俵、これは

輸入は今までどおりいつても十萬俵だと。そして

、事業団の売り渡しは年間どのぐらい見るんで

ですか、六十五年までに。そうすると、国内生産幾

らと出てくるじゃないですか。その数字に基づいて

言つてください。

○政府委員(関谷後作君) これはあくまでも現段

階での私どものただいま申し上げました需要予測

に対応したことになるわけでございますけれど

、全體が二十二、三万俵、まあこれは大体六十

四、五六年くらいのあたりになろうかと思ひます

が、六十四年あるいは六十五年あたりで二十二、

三万俵といたしますと、輸入については現在がト

ータルで生糸、綿織物含めまして十萬俵前後でござ

りますけれども、これをこのままの水準で減らせな

い、こういうふうに仮定いたしますと、国内の内

需につきましてはやはり十二、三万俵というよ

うかなりきつい線が出てまいるわけでございま

す。

これが非常に、言つてみればかなりかたい方の

見通しと、こういうことは現段階でいえれば相当

きつい線として腹の中に持つていなければいけな

い、こういうふうに考えておるわけでございま

す。

が、こういうようなことは現段階でいえれば相当

法律改正を出すんなら、あるいは研究会でも研究

したんですから、少なくとも五年先ぐらいいはん

なことになるだろうと、その検討や見通しがなく

て将来の養糸がどうなるということは言えないじ

やないですか。

ですから、はつきりまた言いますよ。今話があ

つたように、六十五年には二十一万から二十三万

四千になるという調査、これは皆さんがこのとお

り認めているわけですね。しかし、輸入が現在十

万だ、それを減らすことができない、輸入によつ

て国内需要がどうなるかわからないというような答

弁ですが、それが間違っていると思うんですよ。

国内需要がこれだけあるから足らないところを輸

入するというのが基本的な考え方じゃないですか。

局長、もう一回答弁してください。いいですか。

需要はこれだけある、輸入は十萬俵、これは

輸入は今までどおりいつても十萬俵だと。そして

、事業団の売り渡しは年間どのぐらい見るんで

ですか、六十五年までに。そうすると、国内生産幾

らと出てくるじゃないですか。その数字に基づいて

言つてください。

○政府委員(関谷後作君) これはあくまでも現段

階での私どものただいま申し上げました需要予測

に対応したことになるわけでございますけれど

、全體が二十二、三万俵、まあこれは大体六十

四、五六年くらいのあたりになろうかと思ひます

が、六十四年あるいは六十五年あたりで二十二、

三万俵といたしますと、輸入については現在がト

ータルで生糸、綿織物含めまして十萬俵前後でござ

りますけれども、これをこのままの水準で減らせな

い、こういうふうに仮定いたしますと、国内の内

ただ単純に、輸入がそういう国内の内需に応じて、これは協議でございますから、話し合いでござりますので、内需の縮小のテンポに応じて減っていくというような交渉が成り立つかどうか、こういうことについての見通しが非常に難しいということで、まあ悲観的にと申しますか、現状程度の水準ですと、やはり十万俵台のところで輸入がふうな交渉ベースを中心にして決まってまいります。

○村沢牧君 それでは今、局長が言ったように、六十五年見通しで、今二十万俵の国内生産が十二万俵ぐらいになる、かたく見て。その場合に繩はどういうことになりますか。繩は現在では十二万の規模だ、繩は何トンぐらいになるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 十二万俵に見合います繩生産量は大体四万トンぐらいと、こういうことになっているわけでございます。

○村沢牧君 そうすると、五十八年度でもって六万一千トンの繩を生産した、それから六十五年に十二万俵の生糸が必要だ、それで減つてくる、そうすると繩は四万トンになつてしまふ。これは大臣、どう見たつて国内の生産を減らしていくといふことじやないですか。どう思ひますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えします。この予測はたしか民間の予測ということで、まだ我が省でいわゆる推計、長期見通しを立てたものでございません。

私は、実は今聞いておりまして、輸入はこれから最大限抑える努力はしなきいかぬと思つております。その方法につきましては、また通産その他とやりたいと思いますが、私は絹のこれから消費拡大は実はずつとやつておりますが、かなり将来明るい見通しを持てるんじやないか、率直に

言いますと、そんな感じもしております。そんなことで、今、先生のおっしゃるようによくはならない、こういう感じがしておるんですが。

こういうようなことになつていくわけでござい

ます。

○村沢牧君 私も少なくなることを期待しているわけじゃないんですよ。これは大臣、民間の調査だと言つんだけれども、民間の調査があつてにならないと言うのなら、農水省が調査して出してくだ

さいよ、需要量について。これをもとにしてあなたたちはいろいろ検討しているんでしょう。農水省の調査を出してくださいよ、将来の絹の需要の見通しについて。

○政府委員(関谷俊作君) この民間機関の調査は、農林水産省が委託しまして、これはいろいろそういう新しい需要予測についてはかなり専門的な機能を有する、それから特に織維関係について

もかなり蓄積のある機関の、委託によるモデルによる予測でございます。

今、大臣も申し上げましたが、この二十二、三万俵、大体五年先ぐらいで二十二、三万俵ぐらいになる。ただ、洋装は御承知のように、全体の絹需要のわずか一割程度しか占めておりませんので、大きくなつたとしても、その影響はそう目ざましいものではないわけでございます。そういう点では、やはりかなり不確定要素を持つている。

我々としては、和装を中心で洋装が伸びない場合の需要としては、この二十二、三万俵がかなりかかる。たゞ、洋装は御承知のように、全体の絹需要のわずか一割程度しか占めておりませんので、大きくなつたとしても、その影響はそう目ざましいものではないわけでございます。そういう点では、やはりかなり不確定要素を持つている。

次は、今回の法改正で異常変動防止措置を廃止した、このことは生産費を保証する法的根拠がなくなりてしまつたことでありますけれども、農産物の価格の決定は、再生産が可能な水準を保証していく、これが原則であるというふうに思います

が、この改正法施行後においては、生産費をどのように考慮して価格を決定していくんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 生産費の考慮の仕方でございますが、これは今後の価格安定制度が、現在の基準価格に見合つものが新制度では安定基準価格になるわけでございまして、その辺の考え方につきましては、やはり一つは、新制度におきましての法律のねらいとしまして、目的に蚕糸業の経営の安定ということがございます。それから

としましては、生産条件その他の経済事情とすることで諸般の状況が考慮されるわけでございまして、基準価格は現行の基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも高くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量が多くなつてきて財政負担が増大をするような場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合、あるいは新価格安定措置で買い入れなければならぬ生糸の量が多くなつてきて財政負

担が増大をするような場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも高くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量が多くなつてきて財政負

担が増大をするよう場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量多くなつてきて財政負

担が増大をするよう場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量多くなつてきて財政負

担が増大をするよう場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量多くなつてきて財政負

担が増大をするよう場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量多くなつてきて財政負

担が増大をするよう場合、また事業団の損失補償大対策が進まないために需給事情が好転をしない場合においては、安定基準価格並びに基準価格よりも低くなるよう場合においては、安定基準価格が進まないために需給事情が好転をすればならない生糸の量多くなつてきて財政負

担が増大する

しますれば需給の均衡を図りながら、生産費等の生産条件についても生産の継続が可能なよう、全体の需給の均衡の中で生産が続くというような考え方でこの価格決定に臨むということが新制度の趣旨であろう、こう考えておる次第でございま

す。

○政府委員(関谷俊作君) 今後の価格決定は、需給事情、内外の価格差、生産事情、その他の経済事情などを総合的に判断をして決めるということになるというう一つの政策課題であるわけでございまして、そ

ういう面も考えると、非常に今後の繩生産の規模については、かなり厳しい方向で誘導していくかなにつけをして処理をしていく、こういうことがあります。繩は現行水準を維持しながら新年度に臨む、こういう考え方方が実際的であろうと考えておる次第でございます。

○政府委員(関谷俊作君) 私は、そんなことを聞いているんじゃない。六十年度の糸価は一万二千円、これは堅持するのは当然のことなんです。私は今四一点ほど

の例を挙げたんですね、こういう場合にはどうか

ころでありますけれども、次の点について伺いますから、これについて簡単に答弁してください。

一つは、一トン未満の生産者が全養農家数の六〇%を占めている。これはどういうふうに今後誘導していくべきとするんですか。

二つ目には、山間急傾斜地の桑園をどのように転換をしていくべきとするんですか。

三、主産地の形成はどのような地域を対象にし、その規模はどうか。どういう事業を実施しようとするんですか。

四つ目、低コスト養蚕經營を進める必要があること、私もそのことは認めますけれども、しかしその内容は決して容易ではない。具体的にどのように指導し誘導していくんですか。

以上 四点についてお聞かせいたさきたい。
○政府委員(閔谷俊作君) 最初の一トン未満の小規模農家につきましては、これは一トン規模程度に達するまでは、これと並んで、他の耕種者もござりますけれども、やはりこれは我としましてはできるだけ一トン以上というようより小さな一つの部門としての最低規模に達していくよう誘導いたしたいわけでございますが、同時に、それ以下の養蚕經營についてはやはり地域で複数化によりまして所得を確保していく、こういううたがい

うなことで、我々としてもこういう複合化で使えるような桑園育蚕施設高度利用技術導入資金のうちのものを五十九年度から農業改良資金の中に設けたりいたしておりますが、こういう規模養蚕農家の地域養蚕の中での一つの位置づけと申しますか、こういう点についても十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、作目の転換の問題でございますが、これは従来の傾向を見ますと、実際的には野菜、果樹等の園芸作物への移行が多いわけでございます。これについてはなかなか我々としてもこういう作目にということを上から押しつけるわけにもすりませんが、我々としては、現在の養蚕から見ますと大変大事な問題でございますので、その地域におきまして従来つくられているもの、あるいはその農家としてつくられているもの、こ

ハラモの姿少し拡大をして、ハラモの方に向

ウニハシ

で、経営の中にほかの部門をいわば拡大していく、というようなことで誘導したいと考えております。そこで、昨年もそうございましたが、こういう養蚕規模の転換等が必要な場合には関係の融資等、あるいは特別事業を仕組んだりしまして、作日転換については十分配慮をしてまいりたいと考えております。

三番目に主産地形成でございますが、これは從来高能率養蚕地域ということで指定してまいりましたとして、その指定基準は桑園三十ヘクタール以上の地域ということでやつてまいりましたが、どうもやはり集中的な養蚕地域の育成のためにはこの規模では少し低いのかもしれない、こういうような問題が出てまいりましたので、これを例えれば六十ヘクタール以上というようことで引き上げまして、さらに団地化については考え、こういうところに基盤整備、それから機械化導入、それから稚蚕共同飼育所その他の地域施設の導入、こういう助成措置を集中してまいりたいと考えております。

四番目に低コスト養蚕でございますが、このポイントは、やはり一番大きな点は、桑園の肥培管理を十分にしまして、十アール当たり単収、これは現在非常に落ちてきておりますので、この単収を上げ、確保しながら効率化を図っていくというのが第一点。

それからもう一つは、労働時間の短縮という意味で、省力新技術、例えば条糸刈り取り機とか簡易飼育装置とか、こういったものを導入して効率的な作業体系を確立すること。

それから三番目には、いわゆる規模拡大でございますが、これも御承知のように、いわゆる買桑、桑の売買とか、それから既存桑園での一部賃貸借による規模拡大等も見られておりますので、今こういう方向をさらに助長するということで、今般の農業改良資金の中の無利子資金の養蚕技術総合改善資金の創設とか、それから既存桑園での一部賃借による規模拡大等も見られておりますので、今めまして、この低コスト化への誘導を進めてまいります。

○政府公報(昭和幾年作成) 四點前序は「このままで

たが、基盤整備の問題については、従来の補助事業としましては、先ほどの高能率養蚕地域に集中的に実施します養蚕産地総合整備対策事業の中に桑園基盤の再改良整備も織り込んで推進をしておりますが、今年度からは今回の改正を御提案しておりますが、農業改良資金制度の中の養蚕技術総合改善資金の中で土壤改良、桑品種の改良、それから桑園地力の増強、こういう面も含めました一連の技術を総合的に導入する場合には無利子資金の道を開くということで、これは十五億円の貸付枠も予定しております。これらの事業を組み合わせまして、なかなか十分とはまいりませんけれども、一番基盤をなしますコスト引き下げにとって重要な基礎整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、現地飼育の問題でございまして、これは正直に申し上げまして、私どもにとってはこれがわらの研究課題といらうような感じが強いわけでござりますが、お尋ねにもございましたように、長野県の養蚕主産地経営改善対策事業の中でもこういうようなメニューをかなり実態に応じて取り上げておられる。飼育上蔟施設を山間地において桑園に隣接して設置する、こういうようなことも承知しておりますが、この辺の問題、もちろん先生と御承知のように、夜間における飼育環境の問題とか上蔟の際の管理がうまくいくかどうか、こまいう問題もあるわけでございますが、コスト低下という面では条件によりましてはかなり使えるというか技術でもあるうと、こういうことでござりますので、今後の問題としまして県それから養蚕技術指導所、こういうところを通じましてこの問題についても十分取り組むように、こういふ指導をいたしたいと考えております。

次に、品種改良でございますが、これも先生より御承知のように、現在は一ノ瀬と改良風返しと、いう二品種で八割ぐらいを占めておりまして、口種のいわば更新が△そり進んでおらないわけでございますが、ただ、最近は国の試験場におきまして

も大体、ここのことろ少しございませんけれども、一年に一つあるいは二年に一つぐらいのテンポで命名登録されるような新品种を出しておられます。

それからもう一つ、最近のいわゆる新植、植えつけの本数割合を見ますと、いわゆる在来品種の一ノ瀬、改良扇返し等が五十八年で見ますと植えつけ本教の中の五八%ぐらいでございまして、四二%ぐらいがしんいちのせほかの新しいものになつております。こういうようなことでもございまして、やはり品種の改良については、先ほど申し上げました養蚕産地の総合整備事業なり農業改良資金なり、こういうものの中で新品种の普及についても十分取り組んでまいりたい、こう考えております。

それから、四番目の採桑ヘルパーについては、これは私ども、かつてから酪農ヘルパーというのがございましたが、採桑面についてのヘルパーの御提言は、私自身としましては今回お聞きしましたのは初めてであるというような実情でございまして、これをどういうふうに取り組むか。地域の老齢者、退職サラリーマン、こういうような方たちの遊休労働力を使う、こういうような面からもなかなか注目すべきアイデアといふうに感じられるわけでございまして、この制度化上の問題あるいは推進上の問題、いろいろあるかと思いますが、これは全養連等の生産者組織ともよく相談をしながら何とか取り組む方向で、この取り組み方について今後検討させていただきたいと思います。

○村沢牧君 それぞれの県、地域では、養蚕を振興するためにいろいろなことを研究してやっているわけなんです。大臣は、養蚕家ももっといろいろ勉強してもらいたいようなことを言っておるけれども、現地はやつておるのでですよ。

そこで、このように主産地形成をしていく、あるいはまた中核農家を育成していくという、農水省が指導するとするならば、今後養蚕の計画生産だとか生産調整、こんなことは農水省の方では打

ち出さない、そういうことがお約束であります。つまり、昨年の場合を見ても、これは長野県の例でありますけれども、こんな計画生産はしなくてつけた本教の中の五八%ぐらいでございまして、四二%ぐらいがしんいちのせほかの新しいものになりますので、やはり品種の改良については、先ほど申し上げました養蚕産地の総合整備事業なり農業改良資金なり、こういうものの中で新品种の普及についても十分取り組んでまいりたい、こう考えております。

ただ、このいわゆる計画生産という手法になりますと、御指摘にもございましたように、これをどういうふうに、例えば五十九年度でやりましたようなやり方で取り組むかどうか、その取り組み方についてはこれから十分県庁、それから養蚕団体とも相談しながら検討しなければならないと考えております。基本的にやはり計画生産ということとも大事でございまして、そういう一種の生産の誘導ということが必要でございますけれども、やはり高能率な養蚕、低成本養蚕、こういうことが芽生え育つような地域にいわば集中的に施策を講じていきまして、足腰の強い養蚕主産地を形成する、この辺のところがやはり基本ではなからうかと思つております。減産等のあり方についても、これから何とか取り組む方向で、この取り組み方について今後検討させていただきたいと思いま

○村沢牧君 そこで、大臣に重ねて次の問題について尋ねますが、絹の需要が減少していることは認めるととも、農水省の資料によると、繩の国内生産は五十年に比べて五八年は三割以上も減っています。そして、生糸の需要量に対しても内需はこの十年間大体六五%ぐらいで、三五%も不足をしている。しかし、在庫は一般、事業團合計で、五八年会計年度三十万八千俵もある。内需の一年分以上もある。大臣、このことは何を意味しているというふうに思いますか。

○國務大臣(佐藤守良君) 結局、恐らく輸入の問題を先生は御指摘されたと思うんでございますが、ただ、生糸、綿糸の輸入につきましては、自由化品目であるにもかかわらず、從來から中国及び韓国との二国間協議等を通じて我が国の厳しい需給事情を説明し、昭和五十三年度約十九万俵強を傾けていく所存でございます。また、繩の輸入についても、從來から国内の繩需給の状況を考慮し、必要最小限の繩を輸入するよう輸入の秩序化を図っているところであります。が、ことしも繩の輸入につきましては、繩需給の状況のほか、全体

○村沢牧君 そこで、大臣に重ねてお伺いしますが、この問題意識のもとにどういう取り組み方がいいか、さらに検討いたしたいと考えております。

○村沢牧君 せっかく主産地形成をしても、また農水省が生産調整を打ち出す。これじゃやる気がしないじゃないですか。だから、主産地形成を片方では推奨する、また何年か後は生産調整、そんな農政では私は農民から本当に信頼されないと思ひますよ。生産調整はやらない、そういう決意でもつて臨んでいかなければいけないと思います。

○村沢牧君 ですから、こういう現状になつたと

○國務大臣(佐藤守良君) 先ほどから言つておりますことです。が、やや質問には当てはまらぬかと思ひます。したがつて、今の議論というのは、基本的に非常に厳しい状況を踏まえての最低の議論を局長はしておるということございまして、これが皆さんと一緒になりまして、少し売れればそ

ういう心配はなくなる、こういうように考えておられます。私は、私、その意味においては、実は消費の拡大にかなり明るい見通しを持っておるのであります。が、いかにして売るかということだと思いますが、いかにして売るかということだと思います。私は、私は、その意味においては、実は消費の拡大にかなり明るい見通しを持っておるのであります。が、やや質問には当てはまらぬかと思ひます。したがつて、今の議論というのは、基本的に非常に厳しい状況を踏まえての最低の議論を局長はしておるということございまして、これが皆さんと一緒になりまして、少し売れればそ

ういう心配はなくなる、こういうように考えておられます。私は、私、その意味においては、実は消費の拡大にかなり明るい見通しを持っておるのであります。が、やや質問には当てはまらぬかと思ひます。したがつて、今の議論というのは、基本的に非常に厳しい状況を踏まえての最低の議論を局長はしておるということございまして、これが皆さんと一緒になりまして、少し売れればそ

ういう心配はなくなる、こういうように考えておられます。私は、私、その意味においては、実は消費の拡大にかなり明るい見通しを持っておるのであります。が、やや質問には当てはまらぬかと思ひます。したがつて、今の議論というのは、基本的に非常に厳しい状況を踏まえての最低の議論を局長はしておるということございまして、これが皆さんと一緒になりまして、少し売れればそ

ういう心配はなくなる、こういうように考えてお

ります。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたしました。

題についていろいろ指摘をされているんですけれども、通産省は具体的にどのように改善をしていらっしゃるんですか。

そのことが一点と、また流通の中でコストマージンが製造原価に比べて非常に高い、私はそういうふうに思っているんです。織維産業全体の問題でもあろうというふうに思いますけれども、どのように今後指導し誘導していくこうとしているんですか。

○説明員(渡辺光夫君)　ただいま先生の御紹介にございましたように、私どもも綿の需要が減退していく中で流通問題がどういかわりを持っているのかというようなことで研究会も設けまして、いろいろと多面的な勉強をしたわけでございます。

その中で、やはり綿の関係に流通上の幾つかの問題があるだらうという指摘がなされているわけでござります。織維製品全般につきまして、流通が複雑であるとか、あるいは多段階になっておるとかという指摘があるわけですが、和装の場合には、それに加えまして歴史が古いという面もございまして、前近代的なと言われるような取引慣行が幾つか指摘されているので、そういうものをできるだけ合理化を図っていく必要があるというのが第一点でございます。

この点につきましては、実は織維全体の問題として織維取引近代化推進協議会というものを設置してございます。その中で特に綿製品の近代化懇談会というのをことしの春に設けまして、これは糸をつくる段階から実際に小売店に至るまで大変長い過程があるわけでござますが、それらの過程の一応全体を通じて議論ができるようなそういう場を設けて、今各段階ごとの問題点などの整理をいたしておるわけでござります。これに合わせまして、主要な産地につきましてその協議会の中の一つのプロジェクトといたしまして取引近代化推進員というものを置きました、個別地点での啓蒙普及から始まりまして、指導体制の整備とか、そういったようなことも取りかかっているところ

でございます。それと合わせまして、先生のお話にもございますように今体の問題がござりますの

で、織維取引改善委員会というものを昨年暮れに設置いたしまして、現在いろいろ検討をお願いしているところでございます。

それから、研究会の中で指摘されました一番目の問題といたしまして、需要との関係で、特に流通でマーケティングに対する取り組みが十分でないのではないかという指摘がございます。

近い織維全体につきましても、いわゆる多様化でござりますとか個別化ということが言われているわけでございますが、和装の需要の落ち込みの中の相当部分とくいうものが、いわゆるカジュアルな分野で起こっておるということでございますの

で、これはまさにそういう多様化なしは個性化という需要の環境変化に適切に対応していくかどうかということが決め手になるということでござります。洋装分野のアパレルでは、よくマーケティングという手法を最大限に活用して需要家の発掘に努めておるわけでございますので、そういう

手法を和装分野でも積極的に取り入れていく、そういうことが必要だらう。

そういう例でござりますけれども、いわゆる着物バー等の着用機会といったことを組み合

わせました催事販売と言われているものでござりますとか、あるいは消費者がなじみがなくなつただけに買いたくないというような実態面もござりますので、一そろえにして幾らで売るという、適切

と思われる価格ゾーンを設定いたしましてセント販売をするとか、そういった幾つかの試みが行われてきておるということも事実でございますの

で、私どももそういうものをさらに支援してまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、流通コストマージンが高過ぎるのではないかという御指摘でございますが、この点につきましても、和装の場合は特に売れ残り

のリスクといったようなものがほかの織維製品よりもちょっと大き目に出ているというようなことともござしますし、商品回転率の面でもほかの織維

製品よりもちょっと回転率が低いというようなことがございますので、若干高目になると、いうよう

な傾向はどうしてもあるわけでございますが、要するに大事なポイントとしましては、そういうリスクができるだけ少なくなるような、つまり実際に直結したような生産体制あるいは商品規格といったようなものをつけていく、こういうことにあります。

具体的には、分断されております製造から流通業までの工程を、できるだけ垂直的な統合を図った構造改善事業といったようなものを中核とした努力を今しているところでございます。

○村沢牧君　問題点がいろいろあるということは研究会の報告にも指摘をされており、通産省自身も承知をしておりますが、要は、具体的にどういうふうにしていくかという段階だというふうに思いますから、今お話をあったことをさらにおきましょう。

時間が参りましたから、最後に伺つて私の質問を終りますけれども、一つは、事業団の買い入

れ数量、これは現行三万俵ですが、これは法律改訂によっても三万俵は変わらない、このことを確約できるかどうかということです。

それから、放出の時期だとか、あるいは系価に影響を与えない方法等、これは十分配慮していくなければいけませんが、このこと。

それから、この法律が通過したならば、ことしの場合、いつ審議会を開いて系価はいつ決定するのか。

以上、三点についてお聞きをし、同時に、法律は五月までに決めればいいということになつていいけれども、早く決めた方がいいと思うが、その基本的な方針について伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君)　第一点の買い入れ枠三万俵につきましては、この改正後も三万俵で決定をいたします。

それから、第一点でございますが、事業団在庫の放出につきましては、系価に悪影響を与えない

ようにということで慎重な対応をする考え方でござりますが、需給が狂いまして大変価格が下がるといいまして、原則的には定期定量で定期的に売り渡すというふうな時期には十分数量に調整を加える、こ

ういうことで処理したいと思います。

三番目に、価格決定でございますが、これは私どもとしましては、法律をお通いいただきまして

らできるだけ早くということで、もう連休前で最も審議会を開きまして、決定を経まして、早急に新年度への移行が円滑に図れるようになつたとして、農家の方々の不安のないように対応してまいります。

最後に、決定時期につきましては、法律上五月までとしましたが、これはほかの例にも倣つた

ことで、別に他意はございませんので、従来三月に決めておつた、そういう実績を十分踏まえておきましょう。

○刈田貞子君　織系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案を審議させていただきたつて、大臣にまずお伺いをいたします。

先ほどから、あるいはまた先回の参考人の質疑

あるいはその前の委員会質疑等で、当産業が大変厳しい実情に置かれていることを私もつまびらかに聞かせていただいておりまして、大変につらい

思いをするわけでございますが、一方、きょう午前中の本会議等で、海外からの大きな要請を受けた、我が国政治としてもあらゆる品目についての輸入を拡大していかなければいけないというよ

うな羽目になつて、いるわけでございます。

私が大臣にお伺いしたのは、養蚕、織糸、こういった分野のものも決してそのことに漏れのないものの一つでございまして、輸入ということに関してもは大変に皆、神経を使わなければならぬ。輸入措置、抑制措置ということは、先ほどから同僚委員の中からも出でおつたわけですが、一方で輸入抑制措置を図るということのも一つ大

○國務大臣(佐藤守良君)　刈田先生にお答えいた
します。

大切なこととしては、これは大臣何回かの御答弁の中では、日本の養蚕は国のやはり伝統的な産業としてこれからも育てていかなければならぬということをおおしゃっておられるわけでござります。したがつて、見捨てないんだとしたらば、これはやっぱり育てるという立場で、私はむしろ体質強化、足腰強い産業としての前向きの政策をお持ちであろうかというふうに思います。それで、その方途について、ひとつ大臣の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

も全部落とさせていただいて、一、二、三、法改正について気になる部分だけを確認させていただいなう上で、流通部分のことについてお伺いをしたいといふうに思います。

法改正については、先ほどから同僚村沢委員の方は大変つまびらかな御質疑がございましたので、私はその中で、私自身がもう一つ確認しておきたいということを、重複をしないようにしてお伺いたいのですが、事業団の放出についての問題がやはり気になります。それで十二条の八のところの農林水産省令で定める期間を超えたものについて、影響を及ぼさない方法でこれを放出するといふこと

○刈田貞子君 それからもう一点は、今回、異常変動防止措置が廃止されることによって勘定が廢止されるわけでござります。その勘定の積立金は、いつまでも渡しをしてないわけでございます。

なお、時価に悪影響というとの趣旨としまして、非常に価格が下がるという予想外の事態につきましては、今の定期定量という数量については、その事態に応じまして十分な数量の調整が必要であろう、こういう考え方で売り渡しを行つてしまいりたいと考えております。

い道の計画をしまして、これは予算上の問題になりますので、当然私ども農林水産省の承認を得まして実施をされるわけでございます。したがいまして、この事業団の計画をつくる段階から実行に至るまで農林水産省としましては、この資金の有効な使い道をその時点、時々に応じて考えていくたい。

その中で、生産対策面につきましても、これは予算措置なり農業改良資金等の措置でいろいろな措置を講じておりますが、この蚕桑業振興資金の使い道として考えることが適切なものがありますれば、この計画の中取り上げていく考え方でござ

養蚕業にござましてもは前からも申し上げておる
とおりでございますが、現在、戦前に比べて農業
全体の中におけるウエートは低くなつております。
けれども、農山村の畑作地帯における農業經營上
の重要な作目という認識をしております。
そんなことでございますが、先生御指摘のとお
り、大変最近蚕糸業をめぐる情勢は厳しいわけ
で、基本的には絹需要の大幅な減退、そういうこ
とにあります生糸需給の不均衡とか、あるいは蚕
糸砂糖類価格安定事業団における膨大な生糸の在
庫とか、それに伴う財政の赤字ということで極めて
悪いわけでございますが、今後におきましては、私はやはり現下の厳しい蚕糸情勢のもとでは
ござりますけれども、養蚕生産地の形成及び中核

新しい立場のものですが、これについて確認をさせていただきたいんですねけれども、悪影響を及ぼさない方法とは、どういう形のことを考えればよろしいのか、それからまた、農林水産省令で定めている期間を超えたものという考え方をどんなふうに考えればよろしいのか、その二点について。

○政府委員(閇谷俊作君) 法律にございます農林水産省令で定める期間につきましては、これは年というふうに決める予定でございます。たゞ、これは一年と決めますが、一年を超えたものは、どんどん一年を超えたあくる日から売っていくことではございませんで、一年を超えた長期間保有のものについて、この規定を適用していくことになります。

三類の一部を今度振興資金に繰り入れるわけですね。今回は二十五億五千二百万円ですね。それで、從来積み立ててあった三十八億のこの積立金の問題でございますけれども、これを一部その振興資金に繰り入れる。生産者団体からこういう問題についてやはりいろいろ要望があって、生産現場にも対策としてこんなものにも充当してもらえないものだらうかというような要請もあるようですが、私はまたこれを振興資金に繰り入れられた後の使い方、あるいはまたこの使途をたれがどどのようにして管理、チェックしていくのかといふ問題を疑問に思つておりますので、教えていただきたいと思います。

○刈田貞子君 次に、先ほどから出ております絹消費拡大の問題についてお伺いをいたします。

本改正法案については、立場をかえる方々についていろいろ異論がある部分もあるようござりますけれども、そうした方々の中にあっても、いわゆる絹の需要拡大という部分については異論なくこれを進めるべきであるということになつておるわけでございます。国産品の絹の需要拡大、内需拡大とということについては、農林水産省もこれまで各方面の協力を得ながらたくさん策を講じてきておられるというふうに私は思つておりま

的養蚕農家の育成等により、足腰の強い低成本の養蚕の実現を図つていくことが大切であると考えております。

そんなことで、今後は各種生産対策を、特に高能率な養蚕の展開が可能な地域において重点的に集中的に実施することとし、厳しい状況のもとではございますが、養蚕業の安定を図つていきたい、このように考えております。

○刈田貞子君　そこで、足腰の強い養蚕業を何年たってもつくつていかなければならないということとで、現場のお話を実はお伺いしたいわけなんですが、それとも、私きょうも時間が余りありません。

それで生産現場の話を、恐縮でございますけれど

そこで、この条文の新しい部分の売り渡しの方法でござりますが、我々としてはやはり従来の取引事情から見ますと、毎月一定の量、いわゆる定時定量ということで一般競争入札に付しまして売り渡しをする、こういう方法が一番いいのはなかろうというふうに考えております。これには需要に無理なく織り込まれる、こういうような状態を我々は期待したいわけでございまして、方、買う側の需要者としましても、そういう売方の方方が安定している、予定もつく、こういうことで恐らく受け入れやすいのであらうと考えておるわけでございます。

ただ、その場合にも一定の売り渡し予定価格が

ましては、今回、異常変動防止勘定が廃止されますが、その大体三分の一見当の、先生おっしゃいました二十五億五千万円をここに繰り入れるわけでございます。そうしますと蚕糸業振興資金、その時点で恐らく残高が大体三十億円ぐらいになるわけでございます。

その使い道につきましては、現状ではやはり需
要増進関係に相当力を入れたいという考え方でござりますが、この趣旨は、繭及び生糸の生産または流通の合理化を図る事業あるいは需要の増進による
関する事業、蚕糸業の経営安定または技術導入に関する事業、こういうものに充てるわけでございまして、この計画は、事業団がこの振興資金の使

ふうに大変力強くおっしゃるわけでございますが、私は今まで農水省がやってみえられました需要増進対策を調べてみました。これはマスメディアを使つた宣伝キャンペーントか、あるいはまた着物祭りなど宣伝行事を行う。あるいはまた、着物シルクの啓発普及というようなことで着つけの指導者の研修を行うとか、あるいはそうした学校に対するテーブルの配付、あるいは展示資料の提供というようなことを伺つております。それからまた、ジャパンシルクセンターの設置というようなことを通じて、シルクのPRを中心で行うという

行事がございますね。それからさらには、政策的に新規用途向け売却の措置を設けて、新しく使途を開発したところについて事業団の綱を売り渡すというような措置もとられてござりましたわけでございますね。の中ではひとり着物、これは大変画期的なお話をだらうとしたうございますが、一人で着物が継続して着られるというあの事例、また洋装に関する各種開発事例に対して生糸を売り渡した、その他インテリア産業あるいはまた研究対象としての分野を開発したということでは複合素材の開発あるいはニット、手編みニットの開発というようなことがいろいろ書いてございます。

私も、御努力をなさっているなということはよくわかります。しかし、先ほど私が申し上げましたように、綱、国産綱の内需拡大というのは進んでいるとは思えない。大成功しているというふうには思つておりません。これから先どうするのですかということをお伺いする前に、これまでやつてきた政策に対してもう一つ分析をお持ちであろうか。それがまた次の方途をつくることにもなると思うので、これまでなさつてきた事業に対してもう一つ御見解をお持ちであらうか。そして、これがなぜ意気込んだほどには成功しなかつたかという形をとるのだろうかということを、お答えをいただければと思ひます。

すると、綿製品に親しんでいただく一番大事な手段であろうと考えております。

ただ、その場合に、從来のものがどちらかと申しますと割合東京中心になつておりますので、これからやはり地方段階で、あるいは農村の御婦人方等農村向けにこういうような綿製品の普及拡大、これも多少はやつてまいりましたが、この辺がこれからもっと力を入れるべきことであろう。

それからもう一つは、かなり戦略的と申しますか重點的な部門としては、例えは背広、コートのような比較的市場の広いものの中で綿製品を使つていただくとか、こういうようなやや戦略的に力を入れるべき部門をもう少し考えながらやつていいということが、今までより必要になろう。

それからもう一つは、一般消費者が綿になじんでいただくと同時に、アパレルメーカーとかそういう実際の取り扱い業者それから販売業者、こういう方に綿を使つてもらうという、こういう簡単に申しますと商業的な機能をもつと活用するような取り組み方、こんな点が、今までももちろん全く考えていないわけではございませんけれども、これから効果を上げるためにももつと取り組んでいくことであろうと考えております。

○刈田貞子君 通産省の方がお見えになつてていると思うんでございますけれども、先ほど村沢委員の方からも話が出ておりましたが、綿の着物を私どもが買うときには大変価格が高いことが一番のネックになつておると思います。その価格が常に問題になるわけでございますけれども、先ほど出た話のように、その流通路が昔からの伝統のままで残っているのでというお話を先ほどございましたが、大変にこの流通費がかさむということを感じております。男子背広六万円、それから婦

私は、幾つかの資料でその計算をしてみたんでございますけれども、先ほど村沢委員の方からお話をありましたように、概して織維業界の流通経費というのはやはり高くついているなということを感じております。男子背広六万円、それから婦

人の合織のワンピース二万五千円ですね、これは一つの方の資料で計算したんですねが、五五%が流通経費だ。それから正絹和服、これは絹の帯から小物一切使うと三キロぐらい生糸を使うようになりますが、この和服着分で十五万円ということもあります。それで、流通経費でちょうど六〇%になるんですね。あと、こちらの方の資料でいきますと、例えば絹の着物を一枚織るに原糸が一万四十九円です。そして、それが衣装にでき上がったとき十五万二千円になるという、そういうデータを聞いて見たわけでございます。

私がお伺いしたいのは、その流通経費と言われる部分のもの、確かに非常に多段階になっておる和服の段階のものを見てびっくりしておるわけでござりますが、これは合理化し近代化し簡略化できるものであるのかないのか、それをすることによってこの着物のコストというのは下がるのでしようかということをお伺いしたいんです。

○説明員(渡辺光夫君) ただいま先生から大変詳しく現状についての御指摘がございまして、織維製品全般につきまして流通経費がほかの商品に比べてやや高目に出でるということは事実でござります。これは流通段階におきます諸経費の構成の中で段階が多段階になつてているという面もございまして、先ほどもちょっと触れましたように、商品回転率がほかの商品よりもかなり低い。これは季節性があつたり流行があつたりいたしまして、どうしてもあるシーズンを逃しますと次のシーズンには使えないというようなそういう商品特性がございますので、流通としてはいろいろな努力はいたしましてもある程度高目に出るというのはやむを得ない、こういうことがひとつ背景にあるかと思います。そういう織維製品全体の流通の問題の中でも、和服がさらに流通コストがやや高目になつておるというのも御指摘のとおりでございます。

これもちょっと細かい話で恐縮でございますが、商品回転率などのいろいろな指標をとつてまいりますと、やはり織維製品全体よりも呉服流通

業の場合に、回転率なりその他の経営指標がややコスト高になるようなそういう構造になつておるということございます。これは実は和服の場合には、着尺から始まりましていろいろな小物に至るまで品ぞろえの問題がいろいろございまして、流通過程でそういった品ぞろえ的な機能をほかの商品よりもより多く多段階を経ないとなかなか末端の小売業まで届かない、こういったような特殊性が指摘されておるわけでございますが、それにしましても、需要が減退する中で何とかその流通が必要の減退に拍車をかけるというふうなことがないようにしなければいかねだらうということになりますが、一つは、そういった売れ残り的な商品のリスクを少なくするという意味では実需直結型と私ども言っておりますが、できるだけ消費者ニーズを早目的的確につかんで、市場に出したものが売れ残る割合を少なくしていく、こういうことがポイントでございます。これを前提といつしまして、消費者ニーズのマーケティングをきっちりとするというようなことが大事だらうということでございます。

今、まだまだ全体と、いうわけにはまいりませんが、幾つかの有力な問屋さんなり、あるいは流通業者の方々がいわゆる商品規格物と言われているような形ができるだけそういう流通経路を預くするとか、あるいは売れ残りを少なくするとか、そういうたな努力をしていく最中でございますが、量的にまだそういう形で取引されるものが少くはないわけでございますので、方向としてはそういう方向が次第に出てきてはおりますので、今後そういう努力をすれば、若干の割高になつていい部分というものに対する改善というものは期待できるだらう、こういうふうに思つております。

それから第一点目の、織物が一万多そらのものが十五倍になる過程でございますけれども、これは実は一万円台という御指摘のございましたのは白生地と言つておるものでございまして、糸で織物をつくつてまだ染めつけをしてないものでござ

ざいます。その白生地を出発いたしまして、それを精練いたしましてそれに染めつけをする、それが間屋さんを通じて小売店に流れてくるわけでございますが、着尺の場合で申しますと、小売店さんで通常お売りしておりますのは縫製代とか付属品とか、そういう仕立て上がりの値段として表示されているわけでございます。したがいまして、洋装の場合で言いますと、縫製に当たる部分が実は末端の小売店を介して行われている、そういうこともござりますので、その分がやや出発点との相対的な比率で見ますと小売業のマージンが多目になると、そういう数字上の問題もございます。

いずれにいたしましても、値段を左右します一番大きな要素は染めつけの部分にあるかと思ひます。これは和服の場合には、どちらかといいますと、大量につくるというよりは一品物の方が、当然でございますが、非常に高価になつてくるというところでございますので、一般的カジュアルな着物の代表でござります小紋の例をとりましても、既にでてきておりますプリントを機械的に捺染していくというようなものと、それからやはり新しい柄をわざかの量をつくる場合とでは、その染めつけに要しますコストが相当開きがあるということでございますので、小紋の場合でも着尺で十万円ぐらいのものから安いものは二、三万のものまである、こういうことでござりますので、この辺はちょっとどういう形で値段を評価するのかというあたりがファンション性が高くなりますと大変難しい、こうしたことにならうかと思っておりま

かつて網物の表示については、つむぎの問題が出たころ消費者センターにかなりいろいろと課題が寄せられまして私ども扱つたものでございますけれども、今回私、原産国表示についてお伺いしたいのは、例の反表表示の問題なんですけれども、あの状況については今どんなんになっておりますであります。反物の表には「絹一〇〇%」と書いてあって、私どもはそれを知らないで買っておりますけれども、反物を解いて一番最後の反末に「原産国韓国」というふうに出てくるという、この問題が実は一番消費者の間で問題になつておりましたので、このことについてお伺いをいたします。

○説明員(黒田武君) 私どもの方で、いろいろ御指摘もありましたので、昨年暮れからことしにかけてまして、小売段階における反物の表示の実態がどうなつてあるかということを実は調査しました。ところが、今、先生も御指摘ありましたように、反物の一一番織り始めてなくて巻きしん側の方に実は原産国が表示してあるというのが、確かにつきもの的小売段階で調べた結果出てきましたので、こういう表示のあり方では一般消費者が疊る入に際し製縫地の判断ができるないおそれがあるということで、このようない表示は和服用網織物の製縫地について一般消費者に誤認されるおそれが有るということで、実は五十六年の十一月ごろに關係団体に要望いたしましたけれども、引き続きそのときと同様な内容で輸入業者それから卸業者、それから精練業者、それから小売業者、こういった方々の団体に対って、例えばといふことで反物の品質表示をしてあつたその端っこならその同一のところに原産国もあわせて書けと、つまり巻き戻して原産国の表示だけが巻きしん側に記載することのないようにという、そういう要望書をなすことにしております。

夫の背広についても、大臣は安くして七万もある上なんて言われておりますけれども、そういう絹の背広一着よりは化学繊維の安い背広一着、これがやっぱり国民の暮らしの実態だと思うんです。ですから、国民の購買力を高めて内需をもつと喚起していく、このことが絹需要増進の道ではないかと思うんです。そしてまた、それは今問題になつております貿易摩擦の解消にも役立つ、こう考えますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(佐藤内閣農君) 下田先生にお答えいたします。

ちょアと私は先生と見解が違いまして、実は国民の貯蓄率を見てみると一世帯当たり六、七百万という貯金を持っておるということ、そういうことで若干景気もよくなつておる。そんなことでございまして、可処分所得もかなりある。ただ問題は、例えば春闇などやりましてもほとんどが貯金に回るというようなこともあります。したがつてちょつと違う。それで私は、絹需要減退の打開のために、先ほども刈田先生もちょっとおつしやつておりましたけれども、それから局長が答えたとおり、やはり基本的な価格の問題、それから技術的な欠点、それから販売の方向と対応、こんなところが基本的にはあるんではないかと、こう思ひます。

それから、基本的には、やはり絹をたくさん使うものにいわゆる販売の方向を持つていく、例えば洋服でございますが、これは東京でしかできませんね。地方へ行くと仕立てができないんですね。だから、つくることができないんです。そういう対応の仕方を研究する必要がある。それから実は私はデパートを回つておりまして、やっぱり価格は高いですね。ただこれは大変失礼ですが、婦人の方の下着類、これも実は五十枚買いまして配りましたら、これは非常に評判いいんですが、やっぱり婦人は高いと言います。やっぱり絹はいいけれども高い。だから、そこら辺をどうするかという問題、それからまた技術的問題、例えばこの着ている洋服、これは前から時々申していますが、絹に

とを指摘しておきます。

二番目にお尋ねしたい点は、事業団の在庫系、その処理の仕方なんです。言うまでもありませんけれども、今回改正案の柱の一つに、国産系及び外國系について、保管期間が一定期間を超えた事業団の保有系についての特別的な売り渡しの道を開いたわけですね。この規定で、改正前に抱えている事業団在庫系についても事業年度開始前に計画を立てて売り渡していくくといふうことになりました。問題のポイントなんですが、その売り渡しは時価に悪影響を与えない云々というくだりがあるわけなんですが、とすれば、国産系を買入しているときにこの特別の売り渡しといふのはストップしていくといふのはもう当然のことだらうと思うんですが、この点について局長が衆議院で、国産系を買入入れ中に特別売り渡しを続けるのかどうかの問題で、売り渡しをストップするのが大原則といふふうに言われております。

○政府委員(関谷俊作君) 今の私の衆議院での答弁は、大原則の後に例外について申し上げている

と思いますけれども、基本的な考え方はこういうことでございます。

在庫系の売り渡し、これはいろんな方法がある

わけでございまして、従来からやつております新規用途売り渡し、実需者売り渡し、このほかに今度特別売り渡しといふ道を開いていたが改正になつておるわけでございますが、その方法として、原則は定期定量ということで毎月一定量を売

り渡すという方法が必要にむしろ無理なく織り込まれる、こういうことでよからうといふに考

えておりますが、例えば買入とか、あるいは安定期価割引とか、こういうような一

種の異常な状態になりましたときにはこの数量について調整をする。ブレーキをするなり、場合によつてストップする場合もそれは含まれるわけでございますが、価格安定制度との関係から申しま

すれば、その数量について調整をしていくといふふうなことが必要であると、こういうことをお答えした次第でございます。

○下田京子君 若干の例外はあるし、確かにかな

り古くなつた状態のもとで糸を数量的にわざか放

出する、そういうことで私は否定もしません

が、大原則は、今言うように国内買入中は売

り渡ししないということをお認めになつてゐるわ

けなんですが、じゃ、実際に昨年行ったことはど

うなのかという点でお聞きしたいんです。

昨年の五十九会計年度が始まって四月から、期

中改定が行われたのが十一月ですから、十月まで

の七ヵ月間一体どうだったのか。国産糸を一万三

千八十七俵買上げております。一方で実需者

売り渡し一万三千九百六十五俵、そして新規用途

分、これが五千九百俵、合計にして一万九千八百

六十五俵売り渡しを行つております。しかも、異

常な市況が続く中で、買入入れ量はるかに上回

る売り渡しをしたということなんですね。このこと

は、ただいまの御説明どなういう関係で皆さんに

御理解をいただけばいいんですか。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

○政府委員(関谷俊作君)

今お挙げになりました

売り渡しの中に、いわゆる新規用途売り渡しと実

需者売り渡しと、こういうことでござります。

新規用途につきましては、目的がそういうこと

でござりますので、昨年もああいう価格の低落時

でありますとも、新規用途についてはやはりこれ

から新規用途開拓といふ性格にかんがみまして

新規用途につきましては、目的がそういうこと

でござりますので、昨年もああいう価格の低落時

でありますとも、新規用途についてはやはりこれ

から新規用途開拓といふ性格にか

いっては一方で買い入れを行っていても売り渡しをしなければならない場合を否定し得ないということとで、数量には十分な調整をいたしますが、全く買い入れを行わないというふうに法文上制限をすることとは、この特別売り渡しの趣旨からして適当ではないと考えております。

それからもう一つの、八月二十一日からの先物低落については、八月二十一日の朝刊の某紙に、事業団の在庫処理、こういう問題が書かれまして、その記事を契機に、以後、急速な足取りで先物価格が低落をした、こういうような関係になつた。

て、いるといふうに理解しておられます。
○下田京子君 朝日新聞がどうのこうのと言われ
ましたけれども、前の説明のところで、売り渡し

のその趣旨からいって価格低落時であつてもそれは売り渡さざるを得ないという話は、まさにこれは臨路線そのもの、五十八年三月、臨時行政調査会が最終答申の中、輸送価格安定制變の抜本

的検討を行うこと、需給事情に即して毎年度の行
政価格を見直すことを提起しております。そし
て、五十八年八月に、農水省内に蘭炭価格安定制

度に関する研究会が設立されました。こういう動きが制度不安を招いて糸値を引き下げる役割を果たして、今私が質問しましたが、先物が安くなる

という逆さま現象になつたと思います。そうでしょう。それに加えて、事業団在庫系を放出し、異常な相場がまたつくり出されたんですよ。しか

も、つくり出された系価相場を追認する形で、異例の価格期中改定を二十六年ぶりに强行したんです。

以上の背景からして、まさに既存の事業團在庫を放出し整理する。その結果、糸価水準が下がる、糸価水準が下がればそれを需給実勢価

用を可能にするものだと、見事に私は今までの中
で明らかにしていると思うんです。

及びその後の政府の行革方針の中で、蘭糸価格安定制度の問題が取り上げられたことは事実でござ

織系価格安定制度全体のあり方が問われる、また価格水準が問われると、こういうふうな問題でございます。

それに対応します私どもの考え方は、その後五十九年に至りまして事業団の借入金が二千億円を超える、あるいは在庫も十七万俵を超えていくと、いうような、大変その需給不均衡事態が極限にまで達していく、やはりこのままでは事業団の破綻という形で価格安定制度が崩壊する、こういうふうなところに迫られたのが、一つの新聞の記事を発端としているとはいえ、大変な価格低落があつた原因であるというふうに考えております。やはりそれに対応しまして、制度の不安というものが基本になつて起きた価格の変動に対しましては、制度を立て直すということで今回の制度改正を提案し、また予算面でも異例のこととして初めて事業団に損失補てんを一般会計から行う、こういうような予算措置を始めた、こういうような考え方でございます。

○下田京子君 それじゃ、今お話をありますて、今回制度価格を維持するために改正したんだと言いますけれども、じゃ、なぜ異常変動防止措置の廃止をされたんでしよう。どういう意味があるんでしょうか。制度研究会の報告ではこう言っています。「異常変動防止措置における安定下位価格等の決定について生産費を基準とすべき旨が定められ、これが需給実勢を考慮した価格安定帯の設定を阻害している側面もある。」こう言つています。ですから、異常変動防止措置の廃止というのには、価格安定帯の設定を、生産費基準ではなくて需給実勢を考慮に決めるということで変えたものだと思います。そうでしょう。

○政府委員(閑谷俊作君) 研究会報告の今のところのくだりの理解でございますけれども、やはり織系価格安定制度の本質というものが、事業団が価格低落に買い値格が上がりましら売る、事業団はそれによりまして価格を一定の幅におさめるという価格安定制度でございますので、全体とし

ては、やはり需給の均衡を図るというそういう制度なんではないかということで、生産費基準ということについても、建前はそうなっているけれども、実際は、御承知のように、生産費の一割合を下らないよう額を決めるということで、そのときの需給事情も勘案した価格設定をしているわけでございます。

研究会報告はその点を非常に明快に強調しているわけでございますが、いずれにしましても、異常変動という幅の広い安定帶と、中間安定というもと狭い安定帶、二重の、二つある状態よりも、一般の生産者、それから製糸業者、それから需要者、みんなが期待しておるのは中間安定を今守れということでございますので、その中間安定化に一本化するということで制度を簡素化しそれで一元的に対応したい、これが異常変動防止措置を今回廃止することにしました考え方でございま

○下田京子君 異常変動が、その持つ意味が大きくなないような、何ら意味がないようなお話をなんですが、局長御存じだと思いますよ、四十一年の制

度改正の際に、今まではその安定下位価格という大きな幅でしかなかつたわけでしょう。そういう中で、つまり異常変動力上位位置、それだけがついた

わけですが、それに中間安定というものをつくつたわけですよ。

うに述べているかといいますと、これは四十年の八月十日の衆議院農林水産委員会の中での話なんですがれども、政府の制度、つまり今日の異常審議です。

動角度としうのは到底ならず、見て、事業団、つまり中間安定は内野である、「外野は、内野がトンネルしたときにはもちろん引き受けると

構がある」と思いますが、こう言っているわけです。今度は女に限るが、二つ十手となり、十手を二つにする。

ら、内野は絶対にエラーしちゃならないというところになるんです。外野にヒットも打たせちゃならない

○政府委員(関谷俊作君) 今の内野、外野論でございますが、二重の安定帯がある状態でそういうふうになつたわけでございますが、その後の運用の現実は、異常変動が発動されなかつたと、とにかくわれますように、むしろ中間安定の、直ん中の安定帯をしつかり守つてくれ、こういうことで一般的の期待がそこに集まつまして、その中間安定に運用してきた結果が、と申しますと何でござりますけれども、やはり事業団在庫、買い入れがこんなに大きくなる、こういうことで中間安定措置に専ら頼るという状態になつてきたわけでございます。

異常変動について、は、そういうことで外野として存在する意義があるという議論もございまが、反面、その外野がありますと内野がしつかり守れないと言うと変な言い方でござりますけれども、もう一つ下に底がありますと、どうも一重の底を突き破りまして、二重のもつと低い方へ行くと、いうふうに、価格が引き寄せられ、下へ引っ張られていく効果も両手に見られる事態が昨年もございましたして、これならば、むしろその内野の方がつかりする、こういうことで今回の改正を考えた次第でございます。

なお、三万俵については、原則三万俵、それから従来も、そのときに状況に応じまして必要な堤防もいたしておりますが、今回改正後も同じような仕組みで三万俵を決めておきまして、なお必要がありましたら増枠等も可能なような対応にいたしたいと考えております。

○下田京子君 安定下位価格があるから価格が下に引つ張られるというのは、それはもう詭弁です。確かに、安定下位価格で買入れという意味では、その発動は一度もありません。しかし、これは中間安定制度の設立の意味からして当然だと思うんです。考えはあるんですか。

です。異常変動の際に下位、上位の中での安定では幅が広過ぎるんだ、さっきも言ったように、それは経営の安定につながらないということ、その異常変動の幅の適正な水準で安定を図るんだということですから、この制度を使って買い入れがされなかつたというのは事実なんですけれども、異常変動防止措置と中間安定価格との関係というのは何かといいますと、これは農林法規解説全集の七百五十八ページにも詳しく出ておりませんけれども、こう書いてるんです。「異常変動防止と安定価格帯の相当な水準における安定とは、全く切り離された関係ではなく、必要に応じてこれを補完する意味において両者の安定機能が一層有効に働き得るものと考えている」というふうに、ちゃんと法規書で説明しているんですよ。

その異常変動防止措置が中間安定制度の価格安定機能を完結して最大のポイントは、安定下位価格が生糸生産費の八五%以上で決められていたと、その上に基準価格が決められていたと、いうことなんですね。中間安定制度による価格安定機能を補完していたのが、生産費を償う價格補償的な機能を持っていたということなんですよ。これが今回の法改正によって根本的に性格が変えられてしまう。違いますか。

○政府委員(閑谷俊作君) 異常変動の安定下位価格の決め方については、八五%を下らない額といふことでございますが、同時に、三十四年以来適用されております臨時特例政令がございまして、

当分の間は六割を下らない額で決めることができる、こういうふうな規定になつておるわけでございます。

いずれにしましても、やはり生産費基準の方といふものが政令によりまして具体的にそういうふうに決まっておるわけでございまして、そこ

の考え方は、異常変動というものは、やはりかなり低いところで守るという意味で、その低いところの価格の存在が意味があるという考え方で当初仕組まれたわけでございますが、その後、「二十年近づく運用の結果として、むしろ中間安定こそ価格

す。

○下田京子君 安定下位価格が生糸生産費の八五%以上で決められているんですよ。必ず局長おっしゃいます、臨時特例で六割という規定もあるんだけれども、こう書いてるんですね。「異常変動防止と安定価格帯の相当な水準における安定とは、全く切り離された関係ではなく、必要に応じてこれを補完する意味において両者の安定機能が一層有効に働き得るものと考えている」というふうに、ちゃんと法規書で説明しているんですよ。

○下田京子君

安定下位価格が生糸生産費の同水準、つまり一〇〇%生産

期中改定二千円引き下げ、そのとき以外にあるん

ですか。

○政府委員(閑谷俊作君)

昨年の期中改定のとき

だけです。

○下田京子君

ですから、安定下位価格の生産費

八五%というのは、政令であつても守られてきたんですよ。一つの原則で通用されてきたんですね。また、安定下位価格が生産費一〇〇%でないといふのは、これは八五%でやるということですから、今まで八五%をやつしてもこれは当たり前のことだということは、念のために申し上げております。重要なことは、繰り返し申し上げますけれども、生産費の八五%という下位価格より高い水準に基準価格が決められたということなんですね。

そこで、この中間安定制度スタート以来、この

基準価格はどういうふうに算定されてきたのか、現在

の需給調整係数方式

式といふのは、五十六年の亀岡

大臣のときに基準価格を七百円引き下げるために採用したものだと思うんですよ。それ以前はどうでしたか。

○政府委員(閑谷俊作君)

基準価格の定め方でございましたが、これは四十一年の中間安定制度が発足しましてから五十五年までは、場合によります

が、生産費の九四から一〇〇%の水準で決定さ

れております。五十六年、これはまさに一万四千

七百円の前年の価格を一萬四千円としたときでござりますが、このときから需給調整係数方式、これを採用いたしております。

○下田京子君

そうでしょう。今四十一年から

おつしやいましたけれども、スタートいたしました四十一年を除いて、四十一年から五十一年まで

はほぼ生糸生産費の同水準、つまり一〇〇%生産

費と見て決定されていましたよ。それが五十二

年度から五十五年度までは生糸生産費の九五%で

落した三十四年につくられたものなんですね、こ

れは。この中間安定制度ができた四十一年以来、

この臨時特例に基づいて八五%以下、つまり六割

以上で安定下位価格を決めたというのは、昨年の

期中改定一千円引き下げ、そのとき以外にあるん

ですか。

○政府委員(閑谷俊作君)

だけです。

○下田京子君

安定期である、異常変動の安定下位価格では簡単

に言えども低過ぎる、国はその中間安定の方をしっかりと守ってくれ、こういうふうな形で運用が定着してきたと私どもは考えている次第でございま

す。

○下田京子君 安定下位価格が生糸生産費の八五%

%以上で決められているんですよ。必ず局長おっしゃいます、臨時特例で六割という規定もあるん

だということなんですね。生糸価格が大暴落した三十四年につくられたものなんですね、こ

れは。この中間安定制度ができた四十一年以来、

この臨時特例に基づいて八五%以下、つまり六割

以上で安定下位価格を決めたというのは、昨年の

期中改定一千円引き下げ、そのとき以外にあるん

ですか。

○政府委員(閑谷俊作君)

だけです。

○下田京子君

安定期である、異常変動の安定下位価格では簡単

に言えども低過ぎる、国はその中間安定の方をしっかりと守ってくれ、こういうふうな形で運用が定着

してきたと私どもは考えている次第でございま

す。

○政府委員(閑谷俊作君)

だけです。

○政府委員(閑谷俊作君)

ておられる農家も含めて、中核的な農家を中心にしておられます。

しながら一定の地域として養蚕を営んでいく。そこでいろいろ共同の農作業なり、あるいは桑園の集団的な整備なり、あるいは稚蚕共同飼育というような地域施設、こういうものを組み立てて地域の養蚕として定着していく、この両々相まって考えるべきであるという考え方を私どもとつてまいりたいと思っております。

○下田京子君 私は考え方を聞いたんじやないんですよ。収益性が悪かつたら育たないでしようと言っている。答えていませんね。答えられないと思うんですよ。といいますのは、最後に大臣にお尋ねしたいんですけれども、複合経営を否定しないと言いましたけれども、否定したら成り立たないです。なくなっちゃうんです。私は時間的な関係で今詳しく述べる時間はありませんけれども、群馬、福島、埼玉、山梨、長野、この主要養蚕五県の中で福島が残るだらう、こう言われているんですね。長野と山梨というのは減少していくだらう、現に減少している、こう言っているんです。なぜかというと、福島の特徴点として、養蚕農家のうち養蚕に八割以上依存しているというのが一番低いんです。それから経営耕地面積でも、水田率が高くて桑園率が低いんです。複合経営の中だからやつていただける、だから残れるだらう、こういふ分析を、実は東北農政局の福島統計情報事務所の園芸統計課長さんが、六十年の二月十五日発行の「農業と統計」という雑誌で述べています。

大臣、再生産の確保がなかつたら、これはもう中核農家も育たないし後継者も育たないと思います。統計的にそれははつきりしているんです。この前の参考人、大臣お聞きになつていらないと思うんですけれども、十日のときに、後継者が希望を持つて、二十一世紀論をよく言われますけれども、明るい未来に期待をつないでいるような養蚕業というならば一千円を割つちゃいけない、再びたえていくのが、私は大臣の大仕事じゃないか。その決意を聞かせていただきたいと思

います。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。

私は、いろんな御意見がございましたけれども、小規模養蚕農家を含め、蚕業界の普及組織を通じまして生産性の向上等養蚕経営の体質強化の推進について指導し、あわせて養蚕農家の他作物との組み合わせによる経営複合化についても農業改良普及所、市町村、農協等関係機関の連携を一層密にし、その円滑な実施と農業経営の安定につき指導していく考え方でございます。

○田淵哲也君 蚕糸価格安定法は、二十七年の一月一日から施行されて、その後、幾多の変遷を経ながら過去八次にわたる改正が行われて今日に至つておるわけであります。そして、それぞれの時代でそれなりの役割を果たしてきましたと思いますけれども、現在の繭糸価格安定制度の今日における意義と役割について、ますお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(関谷俊作君) 繭糸価格安定制度の意義でございますが、これはやはり日本の蚕糸業、こういう面から見ますと、この経営の安定につきまして、価格の安定を図るということについて経営の安定期持つては大変大きな期待を寄せておられると思いますし、また一方、需要者の面から見ましても、一定の安定帶の中での価格の安定が図られるために事業團が活動するということでござりますので、やはり供給者である蚕糸業者、それから需要者である絹業者の方々、両方を含めて価格安定を通じた経営の安定また同時に需要の増進、こういう面での役割が期待され、またこれをますます發揮しなければいけない状態にあると考

制度でこういう厳しい情勢に対応できるのか、対応して我が国の蚕糸業というものを守れるのか、対応の点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) 大変難しい問題でございますが、結局、生糸、絹織物についてはやはり世界的な貿易というものがございまして、その中で日本はやはり世界で一番絹の需要量が多い国でございます。そういうことから、大変日本に対する輸入圧力が強いわけでございますが、そういう要素も勘案すると同時に、国内において農山村あるいは純山間地帯等で大変中心になつて、基幹的な作目になつております養蚕業、それから地域の産業として大事な製糸業、こういう供給者側の方々たちの経営安定ということとも考え、いろいろな要素を考えまして、安定制度自体そのものだけで全体が問題が解決されるわけでは決してございませんけれども、安定制度は、その中でも一番大事な中心の商品である生糸の価格を一定の幅におさめるというようなことを通じて需給の安定に寄与するわけでございますが、もちろん基本的には国内需要の増進なりそれから養蚕業の面では低コストに耐え得るような養蚕の育成とか、こういう生産面、需要面の対策もあわせて随時実施しながら日本の蚕糸業の安定を図つていかなければいけないと考えております。

○田淵哲也君 私は、基本的に需要の拡大が果たして実現できるかどうか、それから外国との競争に勝てるかどうか、この二つが決め手だと思います。もちろんこれは全く外国からの輸入を閉鎖して全くそれを禁止する、それから価格補助を出して安くみんなに買えるようにする、そういう制度でもあれば問題は変わりますけれども、そういうものが限界は絹の需要の拡大を

のはどうなんですか。見通はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) 現在、日本の生糸、絹の国内需要は大体三十万俵といふようなところを下りつたるわけでございますが、先行きの見通しことにありますと、やはり大宗を占めおります、九割を占めております和装関係の需要がどうなるかというところでございます。

いろいろ見通をいたしますと、和装の中のジュエル着物、小紋とかつむぎとかお召しとか、こういうような類のものが今までかなり急テンボで減少しておりますが、どうも減少は続きそうだ。一方、振り袖とか留め袖、訪問着、付け下げというようなフォーマル、セミフォーマル関係のものは比較的需要が底がたい状態になつてしまつた。こういうことからしますと、和装需要全体としてはやはりまだ減退するだろう。ここにについては我々としましては、これは通産省の所管に本来なるわけでございますが、我々事業團なり農林水産省としましても、若き御婦人の方々などに和装に親しんでいただく、こういうような努力をすべきであろう。それから、全体からすれば一定程度でございますが、日本ではまだこれからといたことになつておられます洋装部門について、いろいろ背広とかコート類とか、それから婦人の高級な絹製品とか、こういうようなものを中心に絹製品の需要開拓、こういうところについて取り組むということが必要だらうと思っております。

いずれにしても、需要増進ということは大変難しい仕事でござりますが、これがからもう真剣に取り組むべき問題だと思います。

○田淵哲也君 私は、フォーマルなものは減つたけれどもカジュアルなものが減ってきておる、ここに一つの問題のポイントがあると思うんですね。なぜフォーマルのものは減らないけれどもカジュアルのものは減ってきておるか、もつとも生活様式の変化ということもあるでしょけれども、私はやっぱり価格の問題ではないかと思う

もんです、国際価格に比べて約倍近い原料を使ってやるわけでありますから。ところが、繊維といふものは絹の競争相手というものは絹だけではありますせん。羊毛もあればほかの化繊だってあるわけですから、そういうものの価格といふものは全般で自由化されておるけれども、絹だけ高く保持しようと思つてもそれは無理です。そういう点が、私はカジュアルなものの方がどんどん減ってきておる理由ではないかと思いますけれども、いかがですか。

しまして、国内生糸の基準価額が一万二千円でございまして、現物が一万二千三、四百円ぐらいのところでございます。これは国会にも資料としてお配りしてございますが、国際的な相場の代表のように言われますリヨンの取引価格が一キロ七千五百円水準でござりますし、こういうことから見るとかなり価格差がございます。

これをどこまで埋められるかということで、ニス

○政府委員(関谷俊作君) 広い意味での価格安定制度になりますと、いろんなタイプがございまします。一定の価格水準を最初から設けましてそれを保證する、それが保證されない場合には国が財政的保証の下支え機能というものもあると思ふんですけれども、この点はいかがですか。

この価格の下支え機能というのは、究極的にそな
なに果たせるものではないという気がするわけです
す。なぜなら、これは自由化品目である。国外に
どんどん入ってくる。だから、入り口で締め止め
みたところで、出口では自由競争にさらされてど
るから、価格の下支え機能というのはなかなかあ
たせない。果たせるとするならば、これも後ほば
述べるよう完全ではないわけですから、完

○政府委員(鶴谷俊作君) 仙格の問題になりますと、価格がどういうふうに着物の需要の減り方に影響しているか、これは私どもも専門というよりは素人的な考え方でどうしてもなってしまおわけでございます。ただ、考えますのに、価格面での影響もございましょうけれども、フォーマル、セミフォーマルについては、そういうものを着るいわば機会というか場面が日本の社会生活の中にかなり多い。これはいわゆる冠婚葬祭とか、若い方でいえば成人式とか、あるいは卒業式とか、そういうような改まった場面にそういうものを着る、多少高くても着る、こういうことで、価格面の影響もござりますけれども、やはりそういう生活様式が定着しているということであらうと思いま

と、私としては一つはやはりいわゆる桑園の十アール当たり単収にあらわれますような生産力を高めるということが一つの大変な点であろうと思思います。これは実はかなり低落しておりまして、やはり桑園に対する有機物の投下とかそういうことがおろそかにされたりしまして、非常に十アール当たりの収量が落ちてているということ、これを何とかして回復をしていく、あるいは優秀な農家だけでもそういうものを高めていくということ、それからもう一つは規模拡大ということで、これは桑が余っている農家から桑を買うという買桑形態から始まりましてかなり貸し借り、桑園の貸し借りも行われているようですが、こういう規模拡大。それからもう一つはいわゆる収穫、桑の

すけれども、生糸の場合には、この生糸の価格が安
定制度の本質は、安定価格帯ということで、ベル
ト、一定の価格の幅の間に生糸の価格をおさめる
ということをございますので、それを低落したら
買い、上がりそうな場合に売るという、そういうう
とでございますので、一定の所得なり何なりを保
証するために國が財政負担をするという制度とは
建前が異なっているということで、基準価値、つ
まり下限価格についても、価格が低落する事態で
はそこで支える機能が事実あるわけでございます
が、価格全体としては、やっぱりそこで買ったもの
のは価格が回復したときに売る。これは生糸と
か、それから豚肉、牛肉のような食肉関係、こうい
うものが大体そういう全体として需給をバランス
させていくという考え方の制度であろうと思ひ

利便價格が下がれば、どんどん買ってくれる買いたいものを国で面倒を見て処分する。そういうことをやらない限りは、事業団の運営も安いときに買って高いときに売り渡してそれで何とかつじまを合わせていくという方式ならば、これはなかなか難しいのではないかと思います。大体、国際的な市場の水準に近いところで上がったり下がったりするものであるならば事業団の健全な運営ができるけれども、国際價格と非常に大きな開きがあるので、片一方では底が抜け出るというか、なんだん絹織物にしても二次製品にしても入って来る、こういう状態では、なかなか價格の下支え機能は果たせないと思うわけであります。

一方、カジュアル着物は、これは普通にちょっとと外出したりするときに着たりするものでございまますので、やはりどうも洋装の方にいってしまります。

収穫なり上漿とか、そういう裁葉、それから養蚕面での省力化を進める、こういうことでござります。

○田淵哲也君 そうすると、基本としては価格の下支え機能ではなくて安定機能である。異常な変

どんふえた理由も、結局この安定価格帯といふのが需給の状況に比べて相対的に高過ぎた、だらん在庫がどんどんふえる、これは当然のことな

ということで、価格の関係ももちろん非常に強く働いているとは思いますが、生活様式といふか、そういうような着物を着る機会の増減といふ

これはなかなか一般水準の引き上げは難しううございますが、これまでいろいろな機会に優秀な経営として表彰されたりしている方の経営を見ま

○政府委員(閑谷俊作君) 変動を防止するというのが基本的な目的ですか。
は、異常と見るか、ある程度通常の変動もカバー

うようなことが大きく働いているのではないかなど、素人なりに考へておられる次第でござります。

すと、一般的なコストから見るとかなり低い水準のコストで相当の所得を上げておられる、こういう農家がござりますので、こういう方法ができる

するかということで、今回の改正は、従来の異常変動にかわって、中間安定という比較的幅の狭い安定帯を考へておるわけでござりますが、これは

る国際競争力の回復の見通しは果たしてあるのかどうか。足腰の強い養蚕、中核的養蚕農家の育成について、もう二つ語りたいとすが、まず内に春蚕の育成

だけ普及していく、あるいはそういう優秀な経営のあり方をもつと皆さんにも学んでいたたく、こういう豊かな感覚と情熱で、このうつろいの世界で一歩進んでいきたい。

価格の支持というよりは、やっぱり価格の安定という性格の制度であろうと考えております。
○日刊貿易書 そういふと、私は別に日本一の

○政府委員(関谷俊作君)　國際価格は、比較で申
としこどもを言わざるにか具体的な構造と並第
を示していただきたいと思います。

○田淵哲也君 先ほど価格の安定を図って健全なうかと思つております。

養蚕農家が期待するものとかなりずれがあるのでないかと思うんですね。それで私は、もともと

第八部

か、需給均衡という考え方方に立って、需給変動に伴います。価格変動を一定の幅に抑えるということをございますので、やはり考え方は需給均衡といふべきであります。考え方方が基本になります。そういう意味で、従来の中安定につきましては、昭和五十年六年からでございますが、需給調整係数方式といふやうな、どちらかというと需給実勢を基礎に置いたような価格の算定方式をとっているわけをございます。

なお、その具体的な適用につきましては、実は

昨年十一月でございますけれども、大変その時点までに事業団在庫の増加傾向が見られまして、そこにあらわれますように事業団はすと買い入れを継続するという状態でまいりまして、在庫増なる一方でございました。一方、先の価格は、制度の不安定を反映して、これは事業団が崩壊するんじゃないか、こういうような不安もございまして、大幅価格が落ちたものですから、昨年十一月に従来の基準価額一万四千円から一万二千円という大幅な改定を、しかも生産年度の途中でするというやむを得ない事態に至ったわけでござります。そういうようなことで価格については、その適用の考え方には需給がどうしても一番問題になるわけでございますが、実際の水準としては、当面一万二千円に下げたという現在の価額水準を堅持するという状況で今後とも進んでまいりたいと考えておる次第でございます。

○政府委員(関谷俊作君) これは輸入について見てみますと大体三十数%、おおむねその辺で推移しております。うんと高いときで五十四年の四二%というのがあります。低いときには五十六年の二六%というのがありますけれども、それ以外は大体三〇%台の後半で推移しております。今後のこの見通しはどうなのか、この輸入比率といふものが上がっていくのが下がっていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

の間は二国間協議によりまして生糸、綿糸、綿織物の協議をしていられるわけでございます。そういう場合に、私どもの考え方は、需要が全体として縮小していくので、国内生産もかなり減産指導なりをしているのですから、輸入についてもそれなりに抑制し御協力をいただきたいという、そういう協議の中で輸入抑制の協力方をお願いをしていふ、そういう交渉をしているわけでございます。

その場合に、全体として率を設定するということになりますと、やはり需要が縮小したのに応じて輸入も同じ率で縮小していくといふ、あるいはもっとそれ以上に縮小させるべきだという御意図もあるわけでござりますが、そういうような考え方になるわけでございますが、あくまでもこの何割というのは一つの結果でございまして、やはり具体的には全体の需要規模を見ながら、輸入については需要が縮小していく段階で相手国に対しても協力を訴えると、こういう形で協議を進めていくわけでございます。

○田淵哲也君 それから、この輸入の内訳を見ますと、輸入に占める生糸の割合は、五十一年が一九%でありますけれども五十八年は一一名、非常に減つてきております。これは一元化輸入という制度だから、そういう絞つてくるということが可能だと思うんでありますけれども、反面、綿織物、二次製品などは比率がどんどん上がってきております。綿織物は五十一年度三二%が五十八年度は四九%、二次製品は五十一年度一%が五十五八年度は二四名と上がってきておるわけであります。これは何を意味するかというと、一元化輸入で生糸を幾ら絞つてみたところで、やっぱり綿織物とか二次製品がどんどんと入ってくるならばどうしようもない。したがつて、ここで圧迫されると、これが日本の大綿織物業者とか二次製品業者といふものがそれだけ圧迫されるわけであります。この点についても対策はどう考えられますか。

○政府委員(閑谷俊作君) この輸入総体の中でも生糸は一元輸入があり、同時に二国間協議で対象になります中国、韓國のもので大部分でございま

○田淵哲也君 それから、この輸入の内訳を見ますと、輸入に占める生糸の割合は、五十一年が二十九%であります。二十一年は二一%、昨年は二〇%であります。これは需要が縮小していく段階で相手国に対しても協力を訴えると、こういう形で協議を進めていくものであります。

す。したがいまして、二国間協議プラス一元輸入
というところでコントロールができるわけでござい
ますが、絹糸、綿織物のうちでは中国、韓国そ
れに台灣もこちらは含まれるわけでござります
が、この辺の二国間協議の対象国の占める割合とござ
いうのは生糸ほどは高くございません。二国間協
議の対象国以外の國から自由に入つてしまいま
す。それから二次製品につきましては、これは全
く協議の対象にはできないような極めて多種多様
のものでござりますので、そういう関係がござ
まして、今御指摘のございましたような最後の編
糸、綿織物、二次製品、この分類の部分があえて
くる、こういう状況になつていてるわけでございま
して、なかなかそこは輸入の、いわばこれがござ
れを抑えるとか、あるいは調整するということで
取り組みにくいものがかなり高い、数量的に多い
ということをございます。

○田淵哲也君 ここに一つこの制度の大きな矛盾
があると思うんですね。例えば綿織物業者とか一
次製品業者というのは、全く自由競争の中であつ
ていかなくてはならない。ところが、反面、生糸
価格、綿糸価格というものは、価格支持制度ではな
いにしても、ある一定の価格支持の役割と、いうも
のを果たしてきておる。だから、こういう矛盾が
解消されるというたために、やはり生糸価格をで
きるだけ国際水準に近いものにしないとそういう
矛盾はなくならない。だから、またそういうふう
な努力をしないと、日本の養蚕業も維持できない
というふうになりつつあると思うんです。この点
に対する対策を考えることが私は根本であつて、
でないと、こういうのはあくまでも一時逃れの制
度に過ぎないんじゃないかという気がするんです
が、いかがですか。

○政府委員(関谷後作君) 一元輸入で調整してい
わゆる国境調整的な措置が有効に講じられるもの
と、「二国間協議にもっぱら頼つているものと、そ
れもないものと、こういうふうにこの辺が分かれ
ておるわけでござります。したがいまして、そ
ういう関係からしますと、今先生のお尋ねございま
す。

したように、日本の網業者は非常に苦しい立場にあつたりするわけでございまして、ただそのところでもそういういろんな要素が一種の相互に調整していく形であるわけでございますが、我々の考え方としては、やはり全体的には今存在する一国間協議なり一元輸入という制度をフルに使いまして、輸入については抑制をしていくと、こういうことで対応をいたしておりますのでございまして、そのほかのものについてまで輸入制限措置を強化するというのは、これはできればよろしいわけですが、なかなかこれ以上の強化は実際問題として難しいことがいろいろございますので、現在ある国境調整措置をできる限り有効に使って輸入抑制をしていく、こういうことで対応してまいりたいと考えております。

なお、網業者等では、そういうふうな問題からしますと、網業者の立場をむき出しで申しますと、やはり生糸の一元輸入措置は反対である、生糸は原料でござりますので自由に入れてくれと、こういうような要求になるわけでございまして、そういう関係から、一部の業者では一元輸入が憲法違反であるというような訴訟を起こしておられたりするわけでございまして、ただ、そのところは全体の制度が現状そうなっておりますので、そこをできる限り有効に使って、内需がいろいろ減少していく過程でござりますので、輸入についても極力抑制をしていくところで今後とも対応してまいりたいと考えております。

○田淵哲也君 今回定められた売り渡しの特例措置についてお伺いしますが、この売り渡し価格、それから売り渡し先、売り渡し方法などについてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) 特例措置につきましては、この売り渡しの相手方はこれはもちろん制度上限定はないわけでございますが、當識的にいわゆる網業者、要するに生糸を買ってそれを加工等しまして織物にされる方々であろうと、こ

ういうふうに考えております。

ただ、これは形としては、普通の状態では一般

競争入札契約において売り渡しますので、そこでいわゆる普通の競争入札契約をやりますような入札資格者を決めまして、競争で応札をしていただいて売り渡すと、こういうようになるわけでございます。

○田淵哲也君 いざれにしても、かなり膨大な在庫があるわけですが、これを減らしていくことにすると、それが生糸の需給とか糸価に影響を与えるといふことはあり得ないと思うんですね。この点はいかがですか。

○政府委員(関谷俊作君) ここがまさに我々の留意すべき点でございまして、広い意味で在庫の処分の方法としては実需者売り渡しと、それから新規用途売り渡し、それから今回設けました特別売り渡し、この三つのそれぞれの趣旨がございますので、それを趣旨を十分に發揮しながら売り渡していくということをございまして、特に今回設けます特別売り渡しにつきましては、やはり価格が相当低落する、あるいは事業団が買い入れを一方でするというような事態になりましたら、その事態に応じて十分数量調整をしまして、全体として価格安定制度の運営に支障のないような形で売り渡しをしていくということを考えなければいけないと思っております。

○田淵哲也君 終わります。

○喜屋武眞榮君 私、初めに大臣にお尋ねしたいと思います。

この提案されております法案が単なるびほう策ではなく、本当に日本の養蚕業、希望の持てる、発展につながる、そういう文になる法案でなければ、あるいはまたリードする法案でなければいけないといふことです。

結論を先にこの問題について申し上げるのはどうかと思うんですが、私は非常に頼りない法案といいますか、そういう意見を持つておるわけなんできしたいんです。

この日本の養蚕業を本当に裏づける未来像といいますか、そういうのをまず最初にお聞きしたいんです。

さらにもう一面は、事業団の財政状況からしますと、まさにもう昭和五十年度のころから危険信号が発せられておる。と言いますのは、当期損益が五十年で六億の黒字収益、五十一年が八億、五十二年が十一億、五十三年が五十六億、五倍にはね上がつておる。それから五十四年がダウにして十四億、前年の四分の一に落ち込んでおる。五十五年がプラス・マイナス・ゼロ、まさに危険信号がここから始まつておる。そうして五六六年から赤字三十九億となつて、今度は五十八年度に百三十八億の赤字を累積しておる、残しておるんですね。

このような経過からしますといふと、まさに日本本の養蚕業に対する危険信号がもう十年も前から打ち出されておつたことが明確であるわけなんです。それで私がお尋ねしたいことは、日本の養蚕業に對してどのような未来像を一体打ち立てようとしておられるのであるか、そのことがこの改正案と重大な関係が、裏表があるわけでありますので、まずそのことについてお伺いしたいと思う。

○喜屋武眞榮君 次に、綱需要の落ち込みに対する情勢分析と申しましようか、落ち込むところまで落ち込んで目が覚めたという感じがいたすわけになりますが、このように落ち込んだのも、特に最近における綱需要の減退といふもの、考えてみますとこういうことが大きく原因しておるのでないかと思われますが、その一つは、外需主導型の景気回復を目指した経済運営のひずみが弱い面に露出したのではないだろうか、こういうことで深刻化しておると思うわけなんです。ならば、今日の状況を生んだ背景に徹底的にメスを入れる。先ほど大臣もおつしやったのでありますけれども、内需の拡大を基調とした経済運営への転換を図る、このことによつて綱需要を伸ばして拡大を

していくという循環に軌道修正をしていくのでなければ、私はアドバルーンだけ、日本の養蚕業をどうするんだといつてみたところでだめで、この根っこをひとつ掘り当てていくことが大事であると思つたのですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤守良君) 大変難しい問題でございまして、先ほどちょっとと言つたようなことで、技術的な問題とか、あるいは販路の方法とか対応とか、いろいろたくさんあるわけです。この点につきましては、もう既に皆さん御議論されたわけですね。先ほどのお話をごとく、実は価格安定帯をつくりましては、もう既に皆さん御議論されたわけです。ただ、この際、特に私、実は先ほどから村沢先生からずっと皆さんの意見を聞いておりまして、いかに輸入の調整の問題が大切かというようなことを実はお聞きしております。そんなことを含めて、足腰の強い低コスト養蚕業の実現を図る。こんなことで養蚕業の健全発展を図りたい。

ただ、この際、特に私、実は先ほどから村沢先生からずっと皆さんの意見を聞いておりまして、いかに輸入の調整の問題が大切かというようなことを実はお聞きしております。そんなことを含めて、足腰の強い低コスト養蚕業の実現を図る。こんなことで養蚕業の健全発展を図りたい。

ただ、この際、特に私、実は先ほどから村沢先生からずっと皆さんの意見を聞いておりまして、いかに輸入の調整の問題が大切かというようなことを実はお聞きしております。そんなことを含めて、足腰の強い低コスト養蚕業の実現を図る。こんなことで養蚕業の健全発展を図りたい。

ただ、この際、特に私、実は先ほどから村沢先生からずっと皆さんの意見を聞いておりまして、いかに輸入の調整の問題が大切かというようなことを実はお聞きしております。そんなことを含めて、足腰の強い低コスト養蚕業の実現を図る。こんなことで養蚕業の健全発展を図りたい。

ただ、この際、特に私、実は先ほどから村沢先生からずっと皆さんの意見を聞いておりまして、いかに輸入の調整の問題が大切かというようなことを実はお聞きしております。そんなことを含めて、足腰の強い低コスト養蚕業の実現を図る。こんなことで養蚕業の健全発展を図りたい。

ういう考え方方に立って、今私が申し上げたことに
対していかがお考えでしょうか。これもまたお聞
きしたい。

○政府委員(関谷俊作君) 農産物の需要と生産の長期見通しにつきましては、これは現在の六十五年のものができたのが昭和五十五年でござります。そういうことからしますと、そろそろ見直しという問題については、私どももこれから真剣に検討すべき時期に来ていると思いまして、具体的には需要の長期見通しと現実との乖離が大きいものが、これほど今まで二つとも私の局になるわざ

ミカンにつきましては、これはいづれ、今回果
でござりますが、ミカンと養蚕でござります。

樹農業振興特別措置法の改正による果樹農業基本方針の改定の際の問題として取り組まなければならぬと考えておりますが、養蚕につきましては、やはり需要の見方というのは実は非常に難しいございまして、日本は世界一の需要国なんですが、その中が和装である、和装が九割を占めていて、それが非常に変わっていく過程がまだ進行しそうだということと、洋装需要の伸びにどのくらい期待できるかということで非常に難しいわけだと思います。

それで、私どもも過去の経験にかんがみまして、余り楽観的な見通しを掲げてはいけないと思ふ一方で、余りきついものをそう確定するといふこともいかがかということで、大変養蚕の見通しについては苦慮しておるわけでございます。いずれにしても、長期見通し全体の改定は、このしばらくの間に農林水産省として全体として取り組むわけでござりますが、養蚕それ自体ということになりますと、やはり全体の認めるところは、和装需要の減退がまだ相当大きく響いて、現在全体で三十万俵を割り込んだ需要がもう少し二十万俵台の下の方にまで行くのではないか、こんな感じを持つておるわけでございまして、そういう需要の見通しについては、需要増進の政策的努力をする一方で、今後とも真剣に検討して全体の長期見通しの中で位置づけをすると同時に、養蚕

としても十分需要の動向を、この動きを見きわめながら、少し先の見通しについて早く、もう少し何といいますか、確実性のあるものになるよう

○喜屋武真榮君 次に、絹需要減退の理由として、生活様式の変化に根差した着物離れといふことをおっしゃっておられるようですが、問題は、そこから掘り下げていくことが大事である。そこまでの調査ということはこれはだれでもできることである。ところが、その着物離れの実態を調査し分析をして、さうこそその落ち込んじた事

実を裏づける。消費の拡大にいかに努力するかと
いうことが大事であるかと思うんですが、ところ

でも販売量をふやしていくこうという努力が果たしてなされただらうかという疑問を持ちますのは、この八年間に需要量が二分の一以下に落ち込んでおる、この事実であります。にもかかわらず、効果的な手が打たれてないんじやないか、こう思はわけなんです。もつと言いかえれば、手をこまねいておられたんではないかと言いたいわけなんですが、何かそれには理由があつたでしよう。その理由は何だつたでしようか。

○政府委員(関谷俊作君) 需要の減退の原因及びその対策という問題でござります。これは価格問題あるいは消費者の所得の伸び悩みの問題、これらも大きく作用しておりますし、同時に着物を着る機会というか、そういうものが減つていった、こういうその辺のところも大きいのではないかと、こう考えております。

その辺に対する対応の仕方というのは非常に難しいございまして、一般的に農林水産省としてできる手段としては蚕糸砂糖類価格安定事業団の新規用途売り渡し、それから今回拡充される予定の蚕糸業振興資金によります需要拡大、増進のいわば諸事業、この二つを基本にしているわけでございますが、全体として見ますと、やはり和菓需求の減退に対して、言つてみれば和菓需要がファーマル、セミフォーマルのような比較的高いもの

を中心に需要がシフトしていく、カジュアルの
ようなものが減っていった、こういうことでし
て、流通業者の方の対応も、どうも何かいわゆる

高いものを少し売るというような、そういう感じになつておるもののが、この辺のところが一番現象的には問題であろう。

ただ、これに対してどうするかということになりますと、非常に直接的にそのところは対応がしにくいわけでございまして、我々としては、やはりこれから社会に入っていく若い御婦人の方々と、そういう方々に印表に親しんでいって、いた

だく、こういうようなことを中心に着やすい和装あるいは着物の着方とか、そういうことも含めま

Rということが重点なのではなかろうかと思つております。

それからもう一つ、現在は一割でござりますが、洋装の方がどうも伸び悩んでおりまして、これに対する本格的取り組みは、極端に申しますと今まで始まつたばかりと、こういうことでござりますので、背広とかコートとか、いろいろ戦略的に伸ばすべき分野をもう少し研究をしてその辺を重点に取り組むということをございますが、こち

らの方になりますと、逆にメーカーなり流通業者の方が今まで余り絹を使った和装に取り組んでおられないものですから、こちらの方の取り組みの方が言つてみればまだ足取りが遅い、こういうところで、そういう洋装向けの絹製品をもつと引っ張り出すような商業活動とか、そういうものをいわば活氣づける、そういうような観点に立った需

○喜屋武眞榮君 経済変動の渦というのは生き馬の目を抜くという言葉もありますが、機を見るに敏であれ、今からでも遅くはない、こういうことでひとつ早く手を打つていただきたいと希望します。

それじゃ、次に、沖縄県の養蚕振興について尋ねたいと思います。

沖縄における紡織物との関係、養蚕との関係は、独特の衣料文化、紅型という織物があるわけなんですが、第二次大戦すなわち沖縄戦の被害を

受けまして、非常に順調に伸びておった沖縄の養蚕業が徹底的壊滅に瀕したわけであります。ところが、戦後あらゆるもののが立ち上がりが遅い、いまだに本土並みになつていらないところに苦惱しておるわけですが、この養蚕業は比較的順調に復興しておることは御存じのとおりと思いますが、今日の現状は、例えは養蚕農家の数が約三百戸、農園の面積が三百一十ヘクタール、そして収穫の

量が百三十六トンと、こういうようには比較的立ち上がりは順調にいっておると見ております。

ところが、それには、このように順調に伸びておる理由には、特に全国的に比較しても、一つには気象条件が桑の栽培に適しておる。それから、年に八回から十回の飼育が可能である。これはもう他県と著しく異なる点でありますね。したがつて、回転の早い換金作目の一つである、最も有利な作目の一つである、そしてまた沖縄の基幹作目であるサトウキビの栽培との複合経営に適しております、こういった有利益な点があるわけでありますが、こういうことから、私はこれからも順調に

伸びていく可能性があると、こう信じておるわけなんです。

それで、一つ最初にお聞きしたいことは、沖縄の養蚕業を一層確実なものにしていくために、高能率の養蚕地域を対象として養蚕振興関係事業の実施に積極的に手をつけてほしい、努めてほしいと、こう要望したいのであります。いかがでし

○政府委員(闇谷俊作君)　沖縄県の農業の中で養蚕業は重要な作目の一と、こういうふうに私も認めしております。今、最近の養蚕の状況をお挙げになりましたが、確かに復帰直後の養蚕戸数、桑園面積、収量等から見ますと、現在かなり飛躍的に養蚕の規模は拡大をしたわけでござります。

ございましたが、沖縄の養蚕ということになりま
すと、御質問にもございましたように、亜熱帯気
候で生育がよろしいと、こういう利点がある反
面、現在のいわゆる島桑の場合には形質の難多な
ものが実生苗で栽培されているというようなこと
で、質、量ともに不齊一でございますので、安定
的な養蚕経営上なかなか支障がある、こういうい
ろんな問題もございます。

したがいまして、私どもは、これは技術面で対
応すべき問題、それから現実の技術普及なり補助
事業等で対応すべき問題、いろいろあると思いま
す。技術面につきましては、御承知のように、國
の熱帶農業研究センターの石垣にございます沖縄
支所で蚕糸に係る試験研究をやつておりますし、
沖縄県の農業試験場の宮古支場でも取り組んでい
ただいておりますが、この辺のところの重点研究
課題は、やはり優良な桑品種系統の導入とか、沖
縄に独特の桑の赤渋病等の病気の生態防除対策、
この辺に取り組んでいるわけでございます。こう
及び嘱託の蚕業普及員が国の補助金の対象として
置かれているわけでございます。

なお、このほかのいわゆる具体的な事業の面に
おきましては、最近、五十六年から五十九年にか
けましての状況では、養蚕振興総合対策事業とい
うようなこないう名前の事業の中でもいろいろ高
能率の桑園造成改良整備とか壯蚕飼育施設あるい
は繭流通合理化施設、こういったものの設置に対し
て補助金を交付するというようなことも含めまし
て、今後の沖縄の養蚕対策については、いろいろ
御指摘の点よく考えまして今後とも十分対応して
まいりたいと考えております。

○喜屋武真榮君 今、技術面の問題とか、あるいは
は亜熱帯気象に即する研究とか、こういうお話を
ございましたが、そのことと関連しまして、実は
戦前の沖縄の養蚕の実績といいますと、種籠を沖
縄でつくって、そして今でも覚えておりますが、

愛、群、長——愛知、群馬、長野、愛知はダウソ

したようですが、日本の三大養蚕県を初め全国に
沖縄でつくった種籠を配布しておった、こういう
実績がございます。ところが今日は、いろいろ技
術の進歩発達でその種籠というものは今日では沖縄
で必ずしも特別につくる必要はないということも
お聞きしております。

それは別といたしまして、私が提案いたしたい
ことは、バイオマスランドという立場から沖縄が
非常に重視されつつあるわけであります、年八
回ないし十回の飼育も可能であるわけであります
が、そこで、先ほど桑の品種の改良といふことも
おっしゃっておられました。これもぜひお願ひし
たいわけであります、さらに蚕の品種改良とい
いますか、そういう面から沖縄が必要であるのか
ないのか。私いたしましては、それこそ今、時
の話題になつておりますとおり、日本の農業問題
だけじゃなくいろいろな面で重要視されておるわ
けであります、そういうた蚕の、日本の養蚕を
質的にも量的にも発展させていくと、こうい
う意図から沖縄をさらに再認識すべきではないか
と思うんですが、その点からいかがでありますよ
うか。

○政府委員(関谷俊作君) 御質問の中にございま
したように、戦前には沖縄は大変大事な種籠生産
地でございまして、昭和十七年には原蚕種の製造
数量で全国の一六・六%を占めているというよう
な状況があつたわけでございます。戦後、二十三
年から蚕種製造業者が久米島に進出しまして、五
十一年まで若干種籠の生産が行われたわけでござ
いますが、五十二年以降は行われておません。
これは沖縄の有利性がいろんな面でなくなつた、
こういうようなことや、輸送経費がかさむという
ようないろんな事情があつたようでございまし
て、今後の問題ということになりますと、こうい
う品種改良面での沖縄の役割、こういう面につい
てはこれからまた新しい問題として検討すべき問
題ではなかろうかと思います。

現在のところでは、私どもの承知しておる限り

では、なかなか沖縄で種籠の生産を行うといふよ

うな意欲と申しますか、計画はなかなか出てきそ
うな情勢にはございませんけれども、御指摘にあ
りましたようなバイオマスランドとか、新しいバ
イオテクノロジーの適用とか、こういう技術進歩
との関連もございますので、今後沖縄なり産地
の方々なり、そういう方の方からまたいろいろ計
画がございましたら、私どもも検討いたすことによ
いたしたいと考えております。

○喜屋武真榮君 それでは、時間もそろそろ来た
ようありますので、一つおとといの参考人の皆
さんの述べられた中で特に感じましたことは、参
考人の強い要望として、輸入対策に対する要望が
あつたわけありますが、そういつた点から次の
ことをお聞きしたいんです。

二国間協議の運用努力によってかなり輸入が抑
制されておる。ところが、需要の落ち込みが激し
いだけに、輸入の需給率に及ぼす影響が極めて大
きい。そこで、需給不均衡が危機的な状況にある
そういった状況の中でこれが改善されていくため
には、バランスという基本的な姿勢は崩してはい
かぬと思うんですが、国内需給が改善されるまで
は、その間、私は目をつぶってでも思い切った輸
入削減といいますか、思い切った輸入削減が必要
であると思いますが、その点いかがなものであります
でしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) 生糸については、二国
間協議で輸入については相手国に日本の国内事情
を十分訴えまして輸入の縮減に今まで努力してお
ります。従来、一年間で二国合計で協議数量とし
ては六万俵のものを設定したことがございます
が、近年は大体両国合わせて二万俵、年間二万俵
を切るような協議数量の設定状況でござります
し、その実行につきましても五十六年、五十七

でござりますし、またこうやつて繭価格安定制

度の将来の問題について御審議をいたいでいる
状況でございますので、両国については事情を訴
えまして、輸入については引き続き抑制的にとい
うことでございますが、全体、まだ五十七年、五
十八年の協議数量のいわば消化、実行に取り組ん
でいるような段階でございますので、これをスト
ップするというようなところまではなかなか行き
きません、これだけ絞りましたのでそういうことは難
しいわけでございますが、今後とも日本の蚕糸業
なり需要の実態をよく訴えまして、輸入の抑制に
ついては引き続きこの二国間協議の中で最大限の
努力をしてまいりたいと考えております。

○喜屋武真榮君 それじゃ、時間も迫ってまいり
ましたので、最後に大臣に一つお聞きしたいんで
す。沖縄の養蚕業の振興についてはいろいろと伺
つたわけであります、ひとつ沖縄の産業振興の
上からも非常に大事な柱の一つでありますので、
将来に向けて沖縄の養蚕業の振興対策について大
臣の所見をお伺いしまして、終わりたいと思いま
す。

○國務大臣(佐藤守良君) 今、沖縄の養蚕業の現
状その他につきましては局長の答弁したとおりで
ござりますが、私は最善の努力をしたい、このよ
うに思っています。

○壇出豊典君 それでは、農水大臣も速日いろいろ
な対外摩擦対策等お疲れのところでござりますの
で、できるだけ答弁も簡単に要点だけで結構でござ
います。

今回、目的の中に生糸の需要の増進が入つた
わけですが、具体的にはどういうことを考えてい
うか、ことしは需要増進のための予算があるの
か、その点はどうでどうか。

○政府委員(関谷俊作君) 今回、目的の中に需要
増進を入れました趣旨は、従来、輸出の増進と書
いてあつたわけでございますが、これは実態に即
しませんので、むしろ広く安定的な需要を確保す
る、そういう精神を制度の目的にはつきりさせよ

う、こういうことでこれを入ったわけございました。

なお、この関係で、私どもの役所として今、主に対応しておりますのは二つございまして、一つは、蚕糸砂糖類価格安定事業団からの新規用途売り渡し、これは昨年十二月までで約二万俵余りを売り渡しております。それからもう一つは、同じ事業団の蚕糸業振興資金によります需要増進の諸事業に対する助成でございまして、これは昨年は大体予算措置で一億五千万ぐらい計上して実行しましたがございますが、六十年度につきましてたわけございましたが、六十年度につきましては、これからいろいろ民間の計画等をお聞きしながら六十年度の蚕糸業振興資金によります需要増進活動の事業規模を決めたい、かように考えておられます。

○塩出啓典君 先般の参考人の御意見では、機を織る工賃は非常に安い、一反千円とかその程度で、しかし製品は非常に高いという印象が多いわけで、今まで余りにも着物も高いところばかりをねらっていたんじゃない。これは、もちろん一つの芸術品として、そういう付加価値の高いものが生まれることはいいわけですが、同時に、まず、やっぱり着物を普及する必要があるんじゃない。そういう意味では、高いところばかりではないにもっと安いところもねらうべきだ。それともう一点は、やはり絹とか和服というの日本伝統の着物でございますから、できるだけ皇族の方なども、例えば新年の挙式がありますわね、ああいうときテレビに映るだけ着物を着て、そうすれば美智子妃殿下の着物はこういう柄だったよか、そういうようなことも一つの需要増進策ではないか。こういう点、大臣の御努力をお願いしたいと思います。

○政府委員(關谷俊作君) 着物の内容につきまし

ては、大体今まで減つてしまひましたものがカジニアルと言われます、どちらかというとよそ行き

着というような感じのものが減つてしまつたわけございまして、一方、かなり単価が高くても売れるようなフォーマル、セミフォーマルのものは需要がかなり底がかかるわけござります。

今後の問題としますと、御指摘にございましたような安いもの、比較的若い方でも手に入るようなもの、こういうようなものにもっと取り組むべきだというふうな御指摘につきましては、私全く同感でございますが、ただ残念ながら、日本では何か割合高いものが好まれるような傾向もあつた

りしまして非常に難しいこと、いわゆるカジ

アルと言われているものでも、例えば小紋のよう

なものでもやっぱり一つ一つ個性がありまして、洋服や背広のよう大量生産というわけにいかない

ものではそういうもの、特に若い方に割合手が届

りがちでございますが、これから私ども事業団の

新規用途売り渡しなり、それから需要増進活動の

二番目の問題につきましては、これはこの前、

かつて田邊國男総務長官のときに、宮中の何かの

機会に和服をお召しいただくようなどいふこと

がつたといふことをある機会に田邊先生からお

聞きしたことがございますが、こういふような面

も通じまして、比較的、皇族の方だけではなくて、目立つところにおられる方にできるだけ着物を愛用していただき、こういふようなことは私どもとだと考えております。

○塩出啓典君 塩出先生にお答えいた

術的な問題、あるいは販路の方向、多方途がある

と思います。

それで、実は和装離れは取り戻すのがなかなか難しいと思います、率直な話。と申しますのは、私も、これは先生もでしょうが、新生活運動をやりました。逆に和服を着るなという運動を私もやつたわけです、今は非常に反省しておりますが。

そうして洋服を着ようと。和服一着で洋服が十着以上できる。例えば六十万から百万。したがって

成人式のときなどは、先生御存じと思いますが、全部親心です、あれは。本人はつくる気はない。

今の若い人は特に着物を着ませんから、着つけから帶から一人できません。そんなことでなかなか私は難しい。特に今でも、私ずっと統計を調べてみますと、中年の方以上がゆとりを持つと和服を着ます。しかも、これはいろいろな会合へ出たこともございますけれども、今、局長の言つたそ

ういう努力をしながら、やっぱり販路を別の方向に持つていかなければならぬ、絹をたくさん使つてもららう販路を求める、こんな努力をいたしましたこと、このよう思つておるわけでございます。

○塩出啓典君 それから次に、価格の決定の件でございますが、これは当委員会でもいろいろ問題になつたわけですから、ただ私は標準生糸の安定基準価格あるいは安定上位価格、そういう価

格を見て農家の方も、いややうか、どの程度や

らうかということも決まっていくし、また一つに

はその価格というものが需給調節にもなるんじや

ないか。そういう点から、きょう法案が成立しま

すと、五月までにはなつておるわけですが、別に五月ぎりぎりに決めなくてはならぬことはない

わけで、私はもとより早く決めてもらいたい。これを要望しておきます。

それと、今回、いわゆる生産費との関連条項が

なくなつたわけありますが、そういう点もひと

つ配慮をしてやっていただきたい。このことをこ

れは要望をしておきます。

大体毎年いつごろ決めるお考えなんですか。五月までにというけれども、五月ぎりぎりまでなの

か、あるいはできるだけ早く、この間参考人の方

方も早く決めてもらいたいという要望が非常に多

かった、特に生産者の方からは。そういう点は大

体いつごろまでに決めようとお考か、それだけ

をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(關谷俊作君) まず、ことしの問題でございますが、ことしつきましては、法律が成立しました時点からできるだけ早く、ということを私ども考えておりまして、これは蚕糸業振興審議会の価格部会に諮るわけでございますので、まあ

準備可能であろうと考えておりますが、連休に入

る前に価格決定に至りたい、五月一日なら五月一

日から適用するということで、早く価格決定をい

たしたいと考えております。それを別にしまし

て、法律には「五月まで」と規定しましたのは、

一般的のこういう制度と同じような規定に今回改め

たたどいと考へております。それを別にしまし

て、法律には「五月まで」と規定しましたのは、

しからぬ行為じやないかと思うんですけれども、こういうチェックができるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(閑谷俊作君) お尋ねの中に、問題としては二つの問題が入っておるわけでござります。

一つは、外国産繭の問題でございます。これにつきましては、いわゆるくず繭は関税分類上繭糸に適しない繭ということで五十八年四月から関税分類をかなり厳格にいたしまして、このくず繭がいわゆる正規の繭として繭糸に適するものとして合法的に輸入はされないよう、税関の方のチェックを厳しくやっていただいております。

一方、くず繭ではない、いわゆる繭でございますが、こ

れにつきましては事前確認制ということで輸入を

チェックしておりますが、この外国産の繭をまぜ

ましてつくった糸については、一般的にはそうい

いものはできないというふうに聞いております

が、ただ、これは外国産の繭をませて使つたかど

うか、具体的な糸についてチェックすることがで

きません。また、事業団の買入れする糸の品質

基準が決まっておりまして、そちらの方に合格す

れば事業団としては買うということになるわけで

ございまして、現実の問題としては、日本の繭生

産量の三%ぐらいの輸入でございますので、そ

う大きな影響はないし、また比較的小規模の業者が

この外國産糸を主に使っておりますので、事業団

に持ち込まれる量も少ない、こういうふうに考え

ております。

それから、もう一つの問題は、基準価額の問題

でございますが、基準価額の保証があるかどうか

のチェックにつきましては、これは県の養蚕農協

連合会と、それから繭の需要者、製糸業者の方々

との間で協約、いわゆる俗に繭価協定を結びまし

て、その繭価協定で一定の価格算定方式により決

定しております。この繭価協定を農林水産省に届け出る、こういうふうな制度になつております。したがいまして、基準価額に達しない価格で

輸入糸が含まれておりますが、これはやはり輸入

糸が国内的に必要だということで、需要の状況を

見てくるわけですが、目ではわからなくとも、もう

ちょっと何か細かく見ればわかるとか、警察もい

るんなことで犯人をつかまえるためにちょっとし

たところから努力しているわけですから、もつと

そういう見分け方もう少し研究していただきた

いと思うんですけれどもね。

それで、事業団が赤字を出したことはやむを得

ないという大変観念的な考え方のようであります

が、私はいささか違うわけで、そこで一つは、非

常な農林水産省の需給見通し、当委員会でもこ

の繭価協定は行わないわけでございますし、ま

た繭価協定がなされた、それを守る、こういう面

につきましても農林水産省と都道府県でチェック

をしている、こうしたことでございますので、基

準価額の保証はそういう面で実効を担保するよう

にいたしております。

○塩出啓典君 それから次の問題は、事業団が赤

字が出ておるわけありますが、これについては

どのようにお考えであるのか。というのは、事業

団が赤字をつければ、これは国民全体の税金がそ

つちに回されるわけですから、赤字をつくつては

困るという見方がある。しかし、一方、こういう

事業団そのものは、やはりあるいは価格変動の激

しい中で関係業界を守るという、そういう点から

いえば余り事業団がもうけても困るわけあります

か。簡単で結構です。

○政府委員(閑谷俊作君) 事業団は単年度ごとに

見ますと、かつてわざがでござりますが利益が計

上されたこともござりますがその後こういうふ

うに損失額が累積したわけでございます。

これは、原因としましてはやはり一つございま

して、一つは、国産生糸について基準価額に準じ

て決めております事業団の中間買入価格によ

る買入の責任がござりますので、その買入を

されたものが、結局価格が回復しませんので売り渡

しができませんでとまたわけでございます。こ

れは言つてみれば、まあ価格設定の影響といふこ

とでございます。

それからもう一つは、現在の事業団の糸の中に

輸入糸が含まれておりますが、これはやはり輸入

糸が国内的に必要だということで、需要の状況を

見てくるわけですが、目ではわからなくとも、もう

ちょっと何か細かく見ればわかるとか、警察もい

るんなことで犯人をつかまえるためにちょっとし

たところから努力しているわけですから、もつと

そういう見分け方もう少し研究していただきた

いと思うんですけれどもね。

それで、事業団が赤字を出したことはやむを得

ないという大変観念的な考え方のようであります

が、私はいささか違うわけで、そこで一つは、非

常な農林水産省の需給見通し、当委員会でもこ

の繭価協定は行わないわけでございますし、ま

た繭価協定がなされた、それを守る、こういう面

につきましても農林水産省と都道府県でチェック

をしている、こうしたことでございますので、基

準価額の保証はそういう面で実効を担保するよう

にいたしております。

○塩出啓典君 それから次の問題は、事業団が赤

字が出ておるわけありますが、これについては

どのようにお考えであるのか。というのは、事業

団が赤字をつければ、これは国民全体の税金がそ

つちに回されるわけですから、赤字をつくつては

困るという見方がある。しかし、一方、こういう

事業団そのものは、やはりあるいは価格変動の激

しい中で関係業界を守るという、そういう点から

いえば余り事業団がもうけても困るわけあります

か。簡単で結構です。

○政府委員(閑谷俊作君) 事業団は単年度ごとに

見ますと、かつてわざがでござりますが利益が計

上されたこともござりますがその後こういうふ

うに損失額が累積したわけでございます。

これは、原因としましてはやはり一つございま

して、一つは、国産生糸について基準価額に準じ

て決めております事業団の中間買入価格によ

る買入の責任がござりますので、その買入を

されたものが、結局価格が回復しませんので売り渡

しができませんでとまたわけでございます。こ

れは言つてみれば、まあ価格設定の影響といふこ

とでございます。

それからもう一つは、現在の事業団の糸の中に

輸入糸が含まれておりますが、これはやはり輸入

糸が国内的に必要だということで、需要の状況を

見てくるわけですが、目ではわからなくとも、もう

ちょっと何か細かく見ればわかるとか、警察もい

るんなことで犯人をつかまえるためにちょっとし

たところから努力しているわけですから、もつと

そういう見分け方もう少し研究していただきた

いと思うんですけれどもね。

それで、事業団が赤字を出したことはやむを得

ないという大変観念的な考え方のようであります

が、私はいささか違うわけで、そこで一つは、非

常な農林水産省の需給見通し、当委員会でもこ

の繭価協定は行わないわけでございますし、ま

た繭価協定がなされた、それを守る、こういう面

につきましても農林水産省と都道府県でチェック

をしている、こうしたことでございますので、基

準価額の保証はそういう面で実効を担保するよう

にいたしております。

○塩出啓典君 それから次の問題は、事業団が赤

字が出ておるわけありますが、これについては

どのようにお考えであるのか。というのは、事業

団が赤字をつければ、これは国民全体の税金がそ

つちに回されるわけですから、赤字をつくつては

困るという見方がある。しかし、一方、こういう

事業団そのものは、やはりあるいは価格変動の激

しい中で関係業界を守るという、そういう点から

いえば余り事業団がもうけても困るわけあります

か。簡単で結構です。

○政府委員(閑谷俊作君) 事業団は単年度ごとに

見ますと、かつてわざがでござりますが利益が計

上されたこともござりますがその後こういうふ

うに損失額が累積したわけでございます。

これは、原因としましてはやはり一つございま

して、一つは、国産生糸について基準価額に準じ

て決めております事業団の中間買入価格によ

る買入の責任がござりますので、その買入を

されたものが、結局価格が回復しませんので売り渡

しができませんでとまたわけでございます。こ

れは言つてみれば、まあ価格設定の影響といふこ

とでございます。

それからもう一つは、現在の事業団の糸の中に

輸入糸が含まれておりますが、これはやはり輸入

糸が国内的に必要だということで、需要の状況を

見てくるわけですが、目ではわからなくとも、もう

ちょっと何か細かく見ればわかるとか、警察もい

るんなことで犯人をつかまえるためにちょっとし

たところから努力しているわけですから、もつと

そういう見分け方もう少し研究していただきた

いと思うんですけれどもね。

それで、事業団が赤字を出したことはやむを得

ないという大変観念的な考え方のようであります

が、私はいささか違うわけで、そこで一つは、非

常な農林水産省の需給見通し、当委員会でもこ

の繭価協定は行かないわけでございますし、ま

た繭価協定がなされた、それを守る、こういう面

につきましても農林水産省と都道府県でチェック

をしている、こうしたことでございますので、基

準価額の保証はそういう面で実効を担保するよう

にいたしております。

○塩出啓典君 見分けも僕は、現在科学も進歩し

ておるわけですし、目ではわからなくとも、もう

ちょっと何か細かく見ればわかるとか、警察もい

るんなことで犯人をつかまえるためにちょっとし

たところから努力しているわけですから、もつと

そういう見分け方もう少し研究していただきた

いと思うんですけれどもね。

それで、事業団が赤字を出したことはやむを得

ないという大変観念的な考え方のようであります

が、私はいささか違うわけで、そこで一つは、非

常な農林水産省の需給見通し、当委員会でもこ

の繭価協定は行かないわけでございますし、ま

た繭価協定がなされた、それを守る、こういう面

につきましても農林水産省と都道府県でチェック

をしている、こうしたことでございますので、基

準価額の保証はそういう面で実効を担保するよう

にいたしております。

○政府委員(閑谷俊作君) 長期見通しの六十五年

目標を立てましたのが昭和五十五年十一月の閣議

決定でございますが、その時点から見ますと、総

体の需要量は大変落ちてきております。我々と

ては、こういう長期見通しの全体の中で、養

蚕部門についてもしかるべき位置づけをし、現

在の実態に即した対応をしなければいけない、こ

ういうふうに考えておりまして、そういたします

と、今ちょっと御引用になりますが、民間調査

機関の予測等も基礎にしてみますと、五年後で二

十二、三万俵というようなラインになるわけでござります。

第八部 農林水産委員会会議録第十二号 昭和六十年四月二日 【参議院】

ざいますが、これも大変厳しゅござりますし、今後の政策努力による面もございますので、いずれにしましても、この辺の需要見通しは非常に確定的なところが難しいわけでございますが、今後の生産誘導の方向としまして、これからもさらに検討してまいりたいと考えております。

なお、その後の生産面の指導につきましては、

六十五年目標の中では六十五年の収穫量を十万吨と見込んでおりますが、五十六年以降

大体生産目標を六万トン前後に設定をし、五十九

年から御承知のように四万七千五百トン、こうい

うような厳しい生産目標を設定しております。

この過程での需要がそれほどなかなか伸びない、こうしたことについては、生産指導の面ではかなり留意をしながら指導を行つてきているような次第でございます。

○塩出啓典君 そういう点、ひとつ最新の情報を集めて正確な予想を立て、生産者あるいはそれに

関係する業界の人たちが状況の変化にある程度軟着陸できるように対応を考えるためにも、正確な予測に努力をしていただきたいことをお願いをいたします。

最後に、この蚕糸砂糖類価格安定事業団でござりますが、この役員が二瓶理事長以下十二名おりますが、農林水産省出身の方は七名、しかも常勤理事以上で見ると、農林水産省出身でない役員は二名だけである、こういうことでございますが、やはり私は、今回のいろいろな対応にいたしましたても、何となく非常にまぬるいというか、時代の変化に対応する対応において真剣さというか、そういうものが非常に足りない。そういう点は、私は一つは、そういう農林水産省出身の人が多いということは、どうしてもそこに、人間でござりますから、余り知った者同士ではなれ合いになるとか、こういうような点もあるかと思います。

そういう点で、今後の臨調路線の方向として、できるだけこういう事業団等にも民間の活力を導入して、やはりある意味では官界とそれから経済との交流をいろいろやる、こういう事業団に民

間から入れるかわりに、今度はまた官界からもどんどん民間に出ていくとか、もつとそういうことを私は考えるべきではないか。今後のこの事業団の果たす役割は非常に重大でありますし、そういう点からも、農水省の出身の方をもつと減らして民間との交流をすべきではないか、このように思ふわけであります。それについての大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(佐藤守良君) 今度役員の任期を変えたのは、実は臨時行政調査会最終答申で、特殊法人の役員等の任期は二年、そういうことで二年に変えたわけでございます。そんなことで、実は今盛んに役人の天下りが議論されておりますが、これは先生、適在適所だと思います。民間におきましてもいい者も悪い者もおる。役所においてもいい者も悪い者もおる。今度来まして五ヶ月

ぐらいですが、農林水産省の役人は極めて優秀で、そんなことで、私は必ず期待にこたえると思つておるわけでございまして、別に人数を減らさなくても、かえつてこの方が逆に本当に養蚕業の役に立つような仕事をやってくれると、このよう

に考えておるわけでございまして、特にその点、御理解をお願いいたしたい次第でございます。

○塩出啓典君 僕は、農水省のお役人さんが優秀でないということを言つておるわけでもございませんが、農水省出身の人が集まるはどうしてもなれ合いになるか、だから農林水産省の方はもつと民間に行くとか、民間からまた事業団に入れるとか、そういう

ような努力をしてもらいたいということで、だから、だから農林水産省のお役人さんを事業団から締め出して行く道をふさぐわけじゃないわけですから。

○下田京子君 これよりその趣旨について御説明申し上げます。

修正の第一は、生産費を基準とした異常変動防

止措置を廃止し、需給実勢の名による価格安定帯

の大大幅引き下げに道を開く政府案の価格安定措置

に関する改正規定を削除し、現行制度を守るとい

うものです。

第二は、生糸、綿織物の輸入規制を強化するも

のです。

その一つは、輸出用の綿製品の原料に充てられ

る保稅加工用生糸の輸入を削減し、事業団の在庫

糸を充てる道を開くことです。現在、この保稅加

工用生糸の輸入は、昭和五十二年、五十三年当時

は約一万俵であったのに、年々ふえ、五十八年、五十九年と約二万俵に倍増しています。この輸入

を削減し、事業団の在庫糸を充てることにより、

事業団の在庫解消を国内糸価に悪影響を与えることがあります。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。

ちょっとと言葉が足りませんでしたけれども、そんなどと含めて御理解願いたい、こう言つてい

るわけでございまして、よろしくお願ひいたしま

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

下田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。下田君。

○下田京子君 私は、ただいま議題となつております蚕糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

○委員長(北修二君) それでは、下田君提出の修正案を議題といたします。

まず、修正案の趣旨説明を聴取いたします。下田君。

○下田京子君 これよりその趣旨について御説明申し上げます。

修正の第一は、生産費を基準とした異常変動防

止措置を廃止し、需給実勢の名による価格安定帯

の大大幅引き下げに道を開く政府案の価格安定措置

に関する改正規定を削除し、現行制度を守るとい

うものです。

第二は、生糸、綿織物の輸入規制を強化するも

のです。

その一つは、輸出用の綿製品の原料に充てられ

る保稅加工用生糸の輸入を削減し、事業団の在庫

糸を充てる道を開くことです。現在、この保稅加

工用生糸の輸入は、昭和五十二年、五十三年当時

は約一万俵であったのに、年々ふえ、五十八年、五十九年と約二万俵に倍増しています。この輸入

を削減し、事業団の在庫糸を充てることにより、

事業団の在庫解消を国内糸価に悪影響を与えることがあります。

○委員長(北修二君) 別に御発言もないようですが、民間からまた事業団に入れるとか、そういう

ような努力をしてもらいたいということで、だから、だから農林水産省のお役人さんを事業団から締め出して行く道を開くことです。現在、この保稅加

工用生糸の輸入は、昭和五十二年、五十三年当時

は約一万俵であったのに、年々ふえ、五十八年、五十九年と約二万俵に倍増しています。この輸入

を削減し、事業団の在庫糸を充てることにより、

事業団の在庫解消を国内糸価に悪影響を与えることがあります。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。

ちょっとと言葉が足りませんでしたけれども、そんなどと含めて御理解願いたい、こう言つてい

るわけでございまして、よろしくお願ひいたしま

す。

以上が修正案の趣旨です。

山間地の農業や地域経済に欠くことのできない役割を果たしている蚕糸や綿業を重要な地場産業、伝統産業としてしっかりと守り、振興させるために、委員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○委員長(北修二君) ただいまの修正案は、政府としては反対であります。

正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤守良君) ただいまの修正案は、政府としては反対であります。

正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

以上が修正案の趣旨です。

野放しにせず、国産糸を買入っている間は、輸出用綿織物原料向けや新規用途向けなど、生糸の需給に悪影響を与えないものを除いて停止されるものです。

修正案の第四は、法改正以前の事業団在庫糸に加えて、今後買入れ、保管期間が一定期間を超えた生糸についても事業団は特別勘定で経理し、から交付金を交付することを法律上明確にするものです。

こうした危機を招いた根本原因は、長引く消費不況等による綿需要の減退の中で、養蚕農家には大幅な繊維産を強要しながら依然として高い水準の生糸、綿製品の輸入を続けてきたことにあります。特に、最近は着物の表地の輸入が急増し、綿白生地産地の京都丹後地方などの機業地に大きな打撃を与え、生糸消費量の減退を招いています。さらに、養蚕農家の経営を圧迫しているのは、

価格安定の役割を果たすべき事業団が過剰在庫を理由に事実上その役割を放棄し、生糸市価低迷に拍車をかけていることです。

したがって、今日の蚕糸業危機を開拓するためには、何よりも危機の原因である生糸、綿製品の輸入を規制し削減することです。また、事業団の価格安定機能を強化し、繊維、生糸価格の安定を図り養蚕農家の経営を守ること、そして綿需要をふやすための積極策をとることです。

ところが、政府案は、輸入はこれ以上減らせないことを前提に、事業団の在庫解消を優先的に進めるため、国内繊維、生糸生産の一層の縮小に対応しようとするものです。

そのため、第一に、政府案は、異常変動防止措置の廃止によって繊維、生糸行政価格の算定を生産基準から需給実勢をより重視したものにし、大量の在庫放出のもとでつくり出された実勢価格に合わせた価格安定帯の設定、つまり大幅な引き下げに道を開くのです。これは需給事情に即して毎年度の行政価格を見直せという臨時答申の実行であり、生産費を償うという価格補償制度の根幹を改悪するものです。

第二に、政府案は、二度と事業団在庫の累積という事態を招かないことを至上命題として、一定期間保管した保有糸を糸価の相場にかかわりなく放出し、この中で現在の過剰在庫の解消を進めることとしていますが、政府案のまでは生糸価格の暴落を招かないという保障はありません。これでは、事業団は残ったが我が国の蚕糸業の火は消えてしまつたということになります。

なお、政府案は、事業団の中に在庫処理の経

理を区分するため特別勘定を設けることとしていますが、在庫系処理に伴う損失について、一般会計から交付金を交付することが法律上明確にされます。特に、最近は着物の表地の輸入が急増し、綿白生地産地の京都丹後地方などの機業地に大きな打撃を与え、生糸消費量の減退を招いています。さらに、養蚕農家の経営を圧迫しているのは、

価格安定の役割を果たすべき事業団が過剰在庫を理由に事実上その役割を放棄し、生糸市価低迷に拍車をかけていることです。

したがって、今日の蚕糸業危機を開拓するためには、何よりも危機の原因である生糸、綿製品の輸入を規制し削減することです。また、事業団の価格安定機能を強化し、繊維、生糸価格の安定を図り養蚕農家の経営を守ること、そして綿需要をふやすための積極策をとることです。

ところが、政府案は、輸入はこれ以上減らせないことを前提に、事業団の在庫解消を優先的に進めるため、国内繊維、生糸生産の一層の縮小に対応しようとするものです。

そのため、第一に、政府案は、異常変動防止措

置の廃止によって繊維、生糸行政価格の算定を生産基準から需給実勢をより重視したものにし、大量の在庫放出のもとでつくり出された実勢価格に合わせた価格安定帯の設定、つまり大幅な引き下げに道を開くのです。これは需給事情に即して毎年度の行政価格を見直せという臨時答申の実行であり、生産費を償うという価格補償制度の根幹を改悪するものです。

第二に、政府案は、二度と事業団在庫の累積という事態を招かないことを至上命題として、一定期間保管した保有糸を糸価の相場にかかわりなく放出し、この中で現在の過剰在庫の解消を進めることとしていますが、政府案のまでは生糸価格の暴落を招かないという保障はありません。これでは、事業団は残ったが我が国の蚕糸業の火は消えてしまつたということになります。

なお、政府案は、事業団の中に在庫処理の経

理を区分するため特別勘定を設けることとしていますが、在庫系処理に伴う損失について、一般会計から交付金を交付することが法律上明確にされます。特に、最近は着物の表地の輸入が急増し、綿白生地産地の京都丹後地方などの機業地に大きな打撃を与え、生糸消費量の減退を招いています。さらに、養蚕農家の経営を圧迫しているのは、

価格安定の役割を果たすべき事業団が過剰在庫を理由に事実上その役割を放棄し、生糸市価低迷に拍車をかけていることです。

したがって、今日の蚕糸業危機を開拓するためには、何よりも危機の原因である生糸、綿製品の輸入を規制し削減することです。また、事業団の価格安定機能を強化し、繊維、生糸価格の安定を図り養蚕農家の経営を守ること、そして綿需要をふやすための積極策をとることです。

ところが、政府案は、輸入はこれ以上減らせないことを前提に、事業団の在庫解消を優先的に進めるため、国内繊維、生糸生産の一層の縮小に対応しようとするものです。

そのため、第一に、政府案は、異常変動防止措

置の廃止によって繊維、生糸行政価格の算定を生産基準から需給実勢をより重視したものにし、大量の在庫放出のもとでつくり出された実勢価格に合わせた価格安定帯の設定、つまり大幅な引き下げに道を開くのです。これは需給事情に即して毎年度の行政価格を見直せという臨時答申の実行であり、生産費を償うという価格補償制度の根幹を改悪するものです。

第二に、政府案は、二度と事業団在庫の累積という事態を招かないことを至上命題として、一定期間保管した保有糸を糸価の相場にかかわりなく放出し、この中で現在の過剰在庫の解消を進めることとしていますが、政府案のまでは生糸価格の暴落を招かないという保障はありません。これでは、事業団は残ったが我が国の蚕糸業の火は消えてしまつたということになります。

なお、政府案は、事業団の中に在庫処理の経

理を区分するため特別勘定を設けることとしていますが、在庫系処理に伴う損失について、一般会計から交付金を交付することが法律上明確にされます。特に、最近は着物の表地の輸入が急増し、綿白生地産地の京都丹後地方などの機業地に大きな打撃を与え、生糸消費量の減退を招いています。さらに、養蚕農家の経営を圧迫しているのは、

価格安定の役割を果たすべき事業団が過剰在庫を理由に事実上その役割を放棄し、生糸市価低迷に拍車をかけていることです。

したがって、今日の蚕糸業危機を開拓するためには、何よりも危機の原因である生糸、綿製品の輸入を規制し削減することです。また、事業団の価格安定機能を強化し、繊維、生糸価格の安定を図り養蚕農家の経営を守ること、そして綿需要をふやすための積極策をとることです。

ところが、政府案は、輸入はこれ以上減らせないことを前提に、事業団の在庫解消を優先的に進めるため、国内繊維、生糸生産の一層の縮小に対応しようとするものです。

そのため、第一に、政府案は、異常変動防止措

置の廃止によって繊維、生糸行政価格の算定を生産基準から需給実勢をより重視したものにし、大量の在庫放出のもとでつくり出された実勢価格に合わせた価格安定帯の設定、つまり大幅な引き下げに道を開くのです。これは需給事情に即して毎年度の行政価格を見直せという臨時答申の実行であり、生産費を償うという価格補償制度の根幹を改悪するものです。

第二に、政府案は、二度と事業団在庫の累積という事態を招かないことを至上命題として、一定期間保管した保有糸を糸価の相場にかかわりなく放出し、この中で現在の過剰在庫の解消を進めることとしていますが、政府案のまでは生糸価格の暴落を招かないという保障はありません。これでは、事業団は残ったが我が国の蚕糸業の火は消えてしまつたということになります。

なお、政府案は、事業団の中に在庫処理の経

理を区分するため特別勘定を設けることとしていますが、在庫系処理に伴う損失について、一般会計から交付金を交付することが法律上明確にされます。特に、最近は着物の表地の輸入が急増し、綿白生地産地の京都丹後地方などの機業地に大きな打撃を与え、生糸消費量の減退を招いています。さらに、養蚕農家の経営を圧迫しているのは、

価格安定の役割を果たすべき事業団が過剰在庫を理由に事実上その役割を放棄し、生糸市価低迷に拍車をかけていることです。

したがって、今日の蚕糸業危機を開拓するためには、何よりも危機の原因である生糸、綿製品の輸入を規制し削減することです。また、事業団の価格安定機能を強化し、繊維、生糸価格の安定を図り養蚕農家の経営を守ること、そして綿需要をふやすための積極策をとることです。

ところが、政府案は、輸入はこれ以上減らせないことを前提に、事業団の在庫解消を優先的に進めるため、国内繊維、生糸生産の一層の縮小に対応しようとするものです。

そのため、第一に、政府案は、異常変動防止措

置の健全な発展を図るために、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、新しい繊維価格安定制度の下における今後の安定価格等の決定に当たっては、養蚕農家の経営状況、需給事情を踏まえ、再生産が図られるよう適正に決定すること。

二、特別勘定における事業団の在庫生糸の売渡

しについては、繊維価格安定制度が安定帯における価格の安定を重要な目的としていることにかんがみ、実勢価格の動向に十分配慮して行うこととし、特に実勢価格が安定基準価格を下回り又は下回るおそれのある場合には、売渡し数量の調整に特段の配慮をするこ

と。

三、繊維、生糸、綿織物等の輸入については、国

内需給に重大な影響を及ぼすことのないよう二国間協議等を通じて輸入数量の抑制に努めるとともに、現行の輸入承認制、通関時確認制等の厳正な運用に努めること。

四、綿需要の一層の拡大を図るために、和装需要の減退の防止、洋装分野における新規用途の開発、研究等の諸対策を積極的に推進するとともに、最終消費に至るまでの流通の改善合理化を促進すること。

五、繊維及び生糸に関する中・長期需給見直しを早急に確立し、養蚕農家が安心して生産に取り組めるようになります。

六、繊維価格の決定時期については、從来三月に決定してきた経過を踏まえ、養蚕農家に不安を生ぜしめることのないよう適切に対処すること。

七、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

八、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

九、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十一、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十二、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十三、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十四、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十五、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

十六、生産性の高い養蚕経営を確立するとともに、繊維の品質向上を図るため、各般にわたる適切な生産対策を積極的に講ずること。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(北修二君) 全会一致と認めます。よつて、最上君提出の附帯決議案は全会一致をもつておらず、不十分なものであることを指摘し、反対討論を終わります。

○委員長(北修二君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(北修二君) 御異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(北修二君) それでは、これより採決に入ります。

○委員長(北修二君) まず、下田君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(北修二君) 〔賛成者挙手〕

○委員長(北修二君) 下田君提出の修正案は否決されました。

○委員長(北修二君) それでは、次に原案全部の採決を行います。

○委員長(北修二君) 本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 〔賛成者挙手〕

○委員長(北修二君) 本修正案は否決されました。

○委員長(北修二君) 本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 〔賛成者挙手〕

○委員長(北修二君) 本修正案は否決されました。

○委員長(北修二君) 本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 本修正案は否決されました。

○委員長(北修二君

和二十一年に発足して以来、政府による農地の買収、売り渡し等の経理を行う特別会計として自作農の創設及びその経営の安定に寄与してきたところであります。

しかしながら、近年、農業をめぐる情勢の変化には著しいものがあり、農業生産の再編成、土地利用型農業の経営規模の拡大、生産コストの低減等農業経営が直面する諸課題に対応して経営基盤制度は、都道府県段階で資金が回転する仕組みであるため、都道府県によっては資金余剰が生じ、あるいは不足が生じており、厳しい財政事情のもとで、資金の効率的利用を図ることが緊急の課題となつております。

一方、自作農創設特別措置特別会計制度については、農地等の売買に伴う差益がこの特別会計に累積し、相当額の剰余金を保有するに至つたため、この剰余金を、現下の農政上の大きな課題である農地保有の合理化のための施策に有効活用し、構造政策の強化に資することが適切であると考えられます。

政府におきましては、このような諸情勢にかんがみ、農業経営に意欲的な農業者が合理的な生産方式の導入、経営規模の拡大等を図ることを促進するため、農業改良資金制度について資金種目の再編拡充を行ふとともに、資金の効率的利用が図られるよう政府の助成方法を変更し、あわせて農業経営基盤の強化に資する観点から、本資金制度及び農地保有の合理化のための措置に係る政府の経理を一般会計と区分して行えるよう自作農創設特別措置特別会計制度を改組することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、資金種目を再編拡充して、新たに生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を設けること

であります。

生産方式改善資金は、現行の技術導入資金を再編拡充したものでありまして、従来の貸付対象である能率的な技術の導入のみでなく、作物や地域の実態に即し、農業生産の再編成やコストの低減等農業経営が直面する課題に対応して、普及を図るべき合理的な生産方式を導入するために必要な資金であります。

また、新たに設けられる経営規模拡大資金は、土地利用型農業の経営規模を拡大するため、農用地について賃借権等の利用権を取得するのに必要な資金であります。

第二に、資金の貸付事業を行う都道府県に対する政府の助成方法の変更であります。

これまでには、国は都道府県に対し、必要な貸付財源の三分の一以内を補助しておりましたが、今後は、これを無利子で貸し付けることとしております。これによりまして、今後は、国への償還金を再び都道府県への貸付財源とすることにより、都道府県における資金需要に応じた全国的な資金の調整を行い得ることとなるのであります。

次に、自作農創設特別措置特別会計法の改正について申し上げます。

この特別会計の名称を農業経営基盤強化措置特別会計とするとともに、その経理の対象を農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸し付けとすることとしております。

また、これにあわせてこの特別会計における剩余金等の財源の有効活用に関する措置を講ずることとしております。

なお、この法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきまして便宜政府側から御説明申し上げます。

修正の内容は、この法律案の施行期日である昭和六十年四月一日が既に経過していることから申しあげます。

第一に、資金種目を再編拡充して、新たに生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を設けること

であります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申上げます。

農林漁業金融公庫資金制度は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者等が必要とする長期かつ低利の資金を融通することを目的として、昭和二十八年に発足したものであります。

また、新たに設けられた農業改良資金制度は、農地利用型農業の経営規模を拡大するため、農用地について賃借権等の利用権を取得するのに必要な資金であります。

これまでには、国は都道府県に対し、必要な貸付財源の三分の一以内を補助しておりましたが、今後は、これを無利子で貸し付けることとしております。これによりまして、今後は、国への償還金を再び都道府県への貸付財源とすることにより、都道府県における資金需要に応じた全国的な資金の調整を行い得ることとなるのであります。

次に、制度の整理合理化であります。

これまでには、国は都道府県に対し、必要な貸付財源の三分の一以内を補助しておりましたが、今後は、これを無利子で貸し付けることとしております。これによりまして、今後は、国への償還金を再び都道府県への貸付財源とすることにより、都道府県における資金需要に応じた全国的な資金の調整を行い得ることとなるのであります。

次に、自作農創設特別措置特別会計法の改正について申し上げます。

この特別会計の名称を農業経営基盤強化措置特別会計とするとともに、その経理の対象を農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸し付けとすることとしております。

また、これにあわせてこの特別会計における剩余金等の財源の有効活用に関する措置を講ずることとしております。

なお、この法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきまして便宜政府側から御説明申し上げます。

修正の内容は、この法律案の施行期日である昭

す。

さらに、生鮮食料品等の流通の近代化を推進するため、卸売市場近代化資金について、地方卸売市場等の仲卸業者を貸付対象として追加することとしております。

加えて、国産農林畜水産物の需要の増進を図るために、新規用途事業資金について、新規用途の開発及び加工原材料用の新品種の育成、導入に要する資金の融通の道を開くこと等の充実を行うこととしております。

第二は、制度の整理合理化であります。

農地等取得資金等の三分五厘資金については、構造政策等の方向に即して重点化を図り、その一部を五分資金とすることとしております。

また、農業、林業、沿岸漁業の構造改善事業の推進のための資金につきましては、制度の簡素化等の観点からこれを統合し、農林漁業構造改善事業推進資金とすることとしております。

さらに、財投金利等と連動して金利改定が行われてきた漁船、塩業、卸売市場近代化等の資金の法定上限金利を八分五厘に統一改定することとしております。

第一は、農林漁業金融公庫資金制度について、農業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ資金の効率的利用と制度の簡素化を図るとの観点に立って見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、農林水産施策の展開方向に即した制度の改善充実であります。

まず、農業経営の育成対策の強化を図るために総合施設資金の貸付対象として自立経営を目指して階段的に規模拡大等を推進しようとする若い農業者等を追加することとしております。

次に、林業経営対策の強化を図るために、林業改善資金の貸付対象として林業経営の複合化のためには必要な施設を追加することとしておりま

す。

においてその融資残高は農業近代化資金がおよそ

一兆一千九百二十八億円、漁業近代化資金がおよ

そ二千八百四十二億円以上であり、農業者、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化の推進に大きく寄与しているところであります。

これら両制度につきましては、制度創設以来、逐次改善を図ってきたところですが、最近における農業者、漁業者等の資金需要の大型化に

即応してその貸し付けの最高限度額を、それぞれ現行の二倍に引き上げることとし、農業者、漁業者等に対する施設資金等の融通をより円滑にすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上
さいますようお願い申し上げます。
○委員長(北修二君) 以上で趣旨説明は終わりま
した。

次に補足説明を聴取いたします。 関谷農園芸

○政府委員(関谷俊作君) 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

まず、農業改良資金助成法の改正について御説明申し上げます。

第一二、支河川等による水害に対する対策につ

第一に、お借入資金を再編拡充して設けられた
生産方式改善資金についてあります。
技術導入資金は、本資金制度の中心をなす資金
種目として、昭和三十一年の制度創設以来、近代
的農業技術の普及定着化を通じて農業経営の安定
と農業生産力の増大に大きく貢献してきたところ
であります。が、近年における農政の課題に対処す
るため、これを再編拡充し、従来の貸付対象であ
る能率的な技術の導入のみでなく、作目の転換、
品質の向上、低コスト化等を図るための合理的な
生産方式の導入に必要な資金として生産方式改善
資金を設けるものであります。

また、新たに政令で定める資金の一部については、貸付限度額を標準資金需要額の百分の九十五とし、償還期間も上限を七年から十年に引き上げることとしております。

第二は、経営規模拡大資金の新設についてであります。

我が國農業の体質を強化するためには、技術と経営能力にすぐれた農家を育成し、これらによつて農業生産の相当割合が担われるような農業構造を実現していくことが重要であります。特に土地

利用型農業は、施設型農業に比べて規模拡大が立ち

おくれでいることにからみ、從来から農用地利用増進事業等により、農地の流動化を促進し農業経営に意欲のある農家に農地を集積させるための施策を講じてまいりましたが、その一層の促進を図るため、経営規模拡大資金を新設することとし

たものであります。
その具体的な内容につきましては、政令において、小作料の一括前払いに要する資金とする見込
みであります。

第三に、農業改良資金の貸付事業を行う都道府
県に対する政府の助成方法の変更であります。
主として、二つ目によ、つづけ原の三つ目によ

この制度は、その財源の三分の一に内を
国からの補助金の交付を受け、都道府県の特別会
計において農業者に繰り返し貸し付けるという仕
組みとなっており、いわば都道府県段階における
回転資金であったのですが、資金需要の地
域差及び年による変動から、未貸し付けの剩余金
が特別会計に累積する都道府県がある一方、償還
金で資金需要を満たせない都道府県があるという
状況が見られるところであります。

このため、全国的な資金の効率的利用を図る見
地から、今後は、毎年度の貸付必要額のうちその
三分の一以内を国が都道府県に無利子で貸し付け

て自主的に国に納付できる道を開くとともに、この納付金も国からの貸付金の財源に充てることとしております。

おいて農業改良資金の特別会計に引き継ぐことができる旨の措置を講じております。
次に、自作農創設特別措置特別会計法の改正についてであります。

第一回 特別会計の名称及び設置規定の改正で

あります。
農業経営の基盤である農地の買収、売り渡し等の經理を行つてまいりました自作農創設特別措置特別会計について、農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金に係

る政府の貸付金の貸し付けに関する政府の經理を
一体的に經理する特別会計に改組することとし、
その名称を農業經營基盤強化措置特別会計に改め
ることとしております。

第二に、特別会計の改組に伴う經理規定の整備
についてであります。
二つ寺り会計二十、二二引て是處文書第二二二系六

この特別会計においては、農業改良資金の貸付財源に充てることとしており、農業改良資金の貸付財源に充てることとしてあります。

場合に限り、これを使用し得ることとしておりま
す。

以上をもちまして、農業改良資金助成法及び自
作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法
律案の提案理由の補足説明を終わりります。

○委員長(北條二君) 後藤経済局長。

○政府委員(徐嘉慶夫君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

は、既に提案理由において申し述べましたので、

以下その内容について若干補足させていただきま
す。

第一に、農林水産施策の展開の方向に即した制
度の改善充実についてであります。

その一は、総合施設資金の貸付対象の拡大であ

総合施設資金は、自立経営農家を育成するため、農業經營を総合的に改善しようとする農業者に対し各種資金を包括的に融通する資金制度として設けられたものであり、現在、自立經營を一挙に実現する者に対して貸し付けを行つておりま

今回の改正は、農業をめぐる情勢の変化等により一挙に大幅な経営規模の拡大を図ることが困難となつてのこと等を踏まえ、今後の我が国農業の中核的担い手として期待される若い農業者が自立経営を目指して段階的に経営規模の拡大等を行う場合にも、総合施設資金を融通し得ることとしようとするものであります。

なお、この総合施設資金の貸付対象の拡大に伴い、貸付対象がこれと重複となることとなる果樹園経営改善資金及び酪農・肉用牛経営改善資金につきましては、これを総合施設資金に統合すること

農業者、漁業者等に対する施設資金等の融通をより円滑にするため、貸付限度額を、それぞれ現行の二倍に引き上げることとし、農業者、漁業者等に対する施設資金等の融通をより円滑にすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

また、新たに政令で定める資金の一部については、貸付限度額を標準資金需要額の百分の九十とし、償還期間も上限を七年から十年に引き上げることとしております。

第二は、経営規模拡大資金の新設についてであります。

なお、昭和五十九年度に予算措置として都道府県に補助しております畜産振興資金の貸付事業に係る都道府県の権利義務については、都道府県にて自主的に国に納付できる道を開くとともに、この納付金も国からの貸付金の財源に充てることとしております。

以上をもちまして、農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

背景とした木材価格の低迷、労賃、諸資材価格の上昇等から林業経営の収益性は悪化しております。一方、我が国の森林資源の状況は、戦後の造林による人工林がまだ伐期を迎えていないことから、伐採による収入を期待し得ないのみならず、今後相当の期間において、保育、管理のための経費を支出していかざるを得ない状況にあります。

このような状況を踏まえ、林地取得及び育林のための資金を融通する林業経営改善資金につきまして、育林期間における林業経営の維持と林業生産活動の継続に資するため、特用林産物の生産等の經營の複合化に必要となる施設資金を貸付対象に加えることとしております。

その三は、卸売市場近代化資金の貸付対象の大であります。

これまで卸売市場近代化資金のうち仲卸業者が貸付対象となつておりますが、近年、地方卸売市場の統合整備による市場規模の拡大等が進む中で、地方卸売市場における仲卸業者の機能の強化が求められている状況にかんがみ、中央卸売市場につきましては、中央卸売市場の仲卸業者が貸付対象となりました。

その四是、新規用途事業資金の内容の充実であります。

農林漁業の生産力の維持増進のためには、その生産性の向上とあわせて、農林畜水産物の安定的な販路の確保等を通じた消費の拡大を図ることが極めて重要であります。

近年の農林畜水産物の需要の動向を見ますと、加工食品、外食向け需要が増大している一方、全体としては需要が伸び悩んでおり、一部品目にいたりは過剰問題も生じております。

このような状況を踏まえ、国産の農林畜水産物の加工需要の増進を図る観点に立って、従来、でん粉の新規用途であるブドウ糖の製造加工の事業に必要な施設資金を融通してきた新規用途事業資金につきまして、新規用途開発の対象を、需給事

情等から見て需要の増進を図ることが特に必要と認められる農林畜水産物とすることとしておりまます。また、加工原材料用の新品种を使用する製造加工の事業を営む者に対して本資金の融通の道を開くとともに、貸付対象資金について、施設資金のほか新規用途の開発、導入及び品種の育成、導入に必要な資金も融通することとしております。

第二に、制度の整理合理化についてであります。その一は、三分五厘資金の融資の重點化であります。

農地等取得、構造改善事業推進、林地取得の三分五厘資金につきましては、その基本は維持しつつも、資金の効率的利用の見地から構造政策等の方向に即した重点化を図ることとし、その一部を五分資金とすることとしております。

具体的には、農地等取得資金につきましては当該資金に係る事業に要する金額が主務大臣の定める額以上となる者、また、林地取得資金につきましては森林施設の実施に關し主務大臣の定める要件に適合する者に三分五厘の金利を適用することとし、それ以外の者については五分の金利を適用することとしております。

その二は、農業、林業、沿岸漁業の構造改善事業の推進のための資金の統合であります。

○委員長(北修二君) 以上で三案の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(北修二君) この際、参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、参考人の出席を求める、その意見を聽取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう

施設資金、主務大臣指定施設資金、卸売市場近代化資金、新規用途事業資金及び乳業施設資金の七

資金の法定上限金利の改定であります。

これら資金につきましては、今後とも財投金を開くとともに、貸付対象資金について、施設資金のほか新規用途の開発、導入及び品種の育成、導入に必要な資金も融通することとしております。

さらに、現在では既に役割を終えたものとして事実上廃止されている沿岸漁船整備促進資金及び利等の状況に応じた弾力的な金利改定を行っていく必要がありますので、これら資金に係る法定上限金利を過去の財投金利の推移に照らし八分五厘に統一改定することとしております。

さらには、今回これを整理することとしております。

このほか、公庫の理事及び監事の任期につきまつても、資金の効率的利用の見地から構造政策等の方向に即した重点化を図ることとし、その一部を五分資金とすることとしております。

具体的には、農地等取得資金につきましては当該資金に係る農地等の取得後の面積、農業従事の状況等に関し主務大臣の定める要件に適合する者、構造改善事業推進資金につきましては当該資

金に係る事業に要する金額が主務大臣の定める額以上となる者、また、林地取得資金につきましては森林施設の実施に關し主務大臣の定める要件に適合する者に三分五厘の金利を適用することとし、それ以外の者については五分の金利を適用することとしております。

以上をもしまして、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(北修二君) 以上で三案の説明は終りました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(北修二君) この際、参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、参考人の出席を求める、その意見を聽取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう

件についてお諮りいたします。

施設資金、主務大臣指定施設資金、卸売市場近代化資金、新規用途事業資金及び乳業施設資金の七

国民年金法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会に対し連合審査会の開会を申請されることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう

決意いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう

取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

〔参考〕

織糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案に対する修正案

第一項中目次の改正規定を次のように改正する。

第一条中目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第十一條の十三の九」を「第十一條の十三の十」と、「第十九條の二」を「第二十条」に改める。

第一条のうち第一項の改正規定中「その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における」を「安定価格帯を超える異常な変動を防止する」とともに、必要に応じ、安定価格帯の相当な水準における価格の」に改める。

第一項中第十二条の二第一項第三号及び同条第二項から第七条の二第一項第三号及び同条第二項から第四項までを削る。

第一項中第七条の二から第十二条の三までを削る改正規定を次のとおりに改める。

第七条の二第一項第三号及び同条第二項から

第九条を削り、第九条の二第一項中「壳渡対象生糸」を第七条の二に規定する生糸(第十二条第一項において「壳渡対象生糸」という。)に改め、「第七条の二第三項の」を削り、同条を第九条とし、第九条の三を削る。

第一条中第三章の章名及び同章第一節の節名を削る改正規定を削る。

第一条中第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第二条中第十二条の七を改め、同条を第九条とする改正規定を次のように改める。

第十二条の四中「事業団法」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号、以下「事業団法」という。)」に改める。

第一条中第十二条の六を改め、同条を第八条とする改正規定を削る。

第一条中第十二条の七を改め、同条を第九条とする改正規定を次のように改める。

第十二条の七第二項中「含み、第七条の二第一項の規定による所屬替えをした生糸を除く。」を「含む。」に改める。

第一条中第十二条の八を改め、同条を第十条とし、同条の次に一条を加える改正規定から第十二条の十の二第一項の改正規定までを削る。

第一条中第十二条の十の二第三項を改め、同条を第十二条の一とする改正規定を次のように改める。

第十二条の二第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 事業団は、第十二条の七第二項に規定する生糸でその保有期間が農林水産省令で定める期間を超えるものがある場合には、前項の規定にかかるわらず、農林水産省令で定めるところにより作成した計画に基づいて、当該生糸の売渡し(輸出貨物の製造(輸出貨物とするための加工を含む。)に使用する原材料の用に供するための売渡しを含む。)をすることができ

3 事業団は、前項の計画を作成した場合に
は、農林水産大臣の承認を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

第一条中第十二条の十一を改め、同条を第十二
条の三とする改正規定から第十二条の十三の三の
二第一項の改正規定までを削る。

第一条中第十二条の十三の三の二第二項及び第
三項を改め、同条を第十二条の八とする改正規定
を次のように改める。

第十二条の十三の三の二第二項を次のように
改める。

2 第十二条の十の二第二項から第四項までの
規定は、輸入生糸の壳渡しについて準用す
る。この場合において、同条第四項中「第一
項」とあるのは「第十二条の十三の三の二第一
項第一号」と読み替えるものとする。

第十二条の十三の三の二第三項中「第一項」の
下に「及び第二項」を加え、同項の次に次の二項
を加える。

4 事業団は、第一条又は第十二条の四の規定
による生糸の買入れを行つている場合におい
ては、第一項第一号の規定による輸入生糸の
壳渡しを行ふことができない。

第一条中第十二条の十三の四第一項を改め、同
条を第十二条の九とする改正規定から第十二条の
十三の八に一項を加え、同条を第十二条の十三と
する改正規定までを削る。

第一条中第十二条の十三の九を改め、同条を第
十二条の十四とする改正規定を次のように改め
る。

第三章中第十二条の十三の九の次に第一条
を加える。
(輸入に当たつての配慮)

第十二条の十三の十 政府は、蘭若しくは生糸
の生産の調整に関する施策を講じ、又は事業
団が第十二条の十の二第二項の計画若しくは
第十二条の十三の三の二第二項の計画の定め
るところにより生糸の壳渡しを行つて、ある易

合において、第十二条の十三の二、第十二条の十三の四又は前条の規定により外国産の生糸、外国産繭等又は外国産の絹糸等の輸入に関する措置を講するに当たつては、事業団の保有する生糸の数量が適正なものとなるよう配慮するものとする。

第一条中第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条第一号中「第七条の一第二項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第一条中第十六条の改正規定及び第四章を第三章とする改正規定を削る。

第一条中第十七条を削り、第十七条の一を改め、同条を第十七条とする改正規定を次のように改める。

第十七条中「十万円」を「十万円」に改める。

第十七条の二中「五万円」を「十万円」に改める。

第一条のうち第十九条の改正規定中同項を次のように改める。

3 事業団は、事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定に同法附則第十四条の二の政令で定める資産として生糸が属させられた場合には、第十二条の十の二第一項及び第十二条の十三の三の二第一項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより作成した計画に基づいて、当該生糸の売渡しをすることができる。

第一条中附則に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の三項を加える。

4 事業団は、繭丝価格安定法及び蚕丝砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第号）の施行後遅滞なく、前項の計画を作成し、農林水産大臣の承

認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

5 第十二条の十の二第4項の規定は、附則第三項の規定による売渡しについて準用する。

6 第十二条の十の二第4項の規定は附則第三項の規定による生糸の売渡し（輸入生糸の審渡しを除く。）の価格について、第十二条の十の三の二第三項の規定は附則第三項の規定による輸入生糸の売渡しの価格について準用する。

第二条のうち第一条の改正規定中「安定価格帯を超える異常な変動の防止、及び安定価格帯の相当な水準」を「その生産条件、需給事情等からみて適正な水準」に、を削る。

第二条中第二十八条第一項第一号の改正規定及び第二十九条の改正規定を削る。

第二条中第三十一条の改正規定を次のように改める。

第三十一条第一項第二号中「前号」の下に「又は次号」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一號を加える。

三 蘭系価格安定法第十二条の十の二第二項に規定する生糸及び同法第十二条の十三の三の二第二項に規定する輸入生糸の売渡しに係る第二十八条第一項第一号イの業務及び同号ニの業務並びにこれらに伴う同号ホの業務並びにこれらに附帶する業務

第二条中第三十三条第二項の改正規定を削る。

第二条のうち第三十四条第一項を改め、同条に係る勘定のうち、一又は二のに改める。

第二条中第三十六条の改正規定を削る。

第三十五条第三項中「勘定及び」を「勘定、」に、「のうち、一の」を「及び同項第三号の業務に係る勘定のうち、一又は二の」に改める。

第二条中第三十七条第一項及び第二項のうちの二に改める。

第二条中第三十五条第三項を削る改正規定を次のように改める。

正規定中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一
条第一項第四号」に改める。

第二条中第三十八条第四項を削る改正規定を次
のように改める。

第三十九条を同条第二項とし、同条に第一項
として次の二項を加える。

政府は、第三十一条第一項第三号の業務に
係る勘定において第三十五条第二項の規定に
よる繰越欠損金がある場合において、必要が
あると認めるときは、予算の範囲内におい
て、事業團に対し、その補てんに充てるため
交付金を交付することができる。

第二条中第四十六条第三号の改正規定を削る。
第二条中附則第十四条の次に二条を加える改正
規定を次のように改める。

附則第十四条の次に次の二条を加える。
(区分経理の特例)
蚕糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正す
る法律(昭和六十年法律第一号)の施行の
際同法による改正前の第三十一条第一項第一
号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に
係る勘定に属する生糸その他の資産及び負債
(その保有期間が農林水産省令で定める期間
を超える生糸並びに当該生糸に係るその他の
資産及び負債を除く)のうち政令で定めるも
のの処理に関する業務に係る経理について
は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、
同項第三号の業務に係る勘定において整理し
なければならない。

附則第一条を附則第一項とし、附則第二条から
附則第五条までを削り、附則第六条を附則第二項
とし、附則第七条から附則第九条までを削り、附
則第十条を附則第三項とする。

この修正の結果必要となる経費は、蚕糸砂糖類
價格安定事業團の保有する生糸の処理の方針等に
の下に「(その者が組合員等である組合等が同条第
二項の規定により危険段階別の共済掛金率を定め
ている場合にあつては、その者に係る危険段階の
蚕蘭危険段階基準共済掛金率)」を加える。

もよるが、昭和六十一年度においては、約二十一
億円となる見込みである。

↓

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業改良資金助成法及び自作農創設特別措
置特別会計法の一部を改正する法律案(予備
審査のための付託は二月十九日)

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は三月六日)

一、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金
助成法の一部を改正する法律案(予備審査の
ための付託は三月一日)

同項の三第一項中「その者の住所の存する
同項の区域又は地域の属する危険階級の収穫基準
共済掛金率(その者の当該収穫共済の共済目的の
種類等に係る共済掛金率について同条第一項の規
定の適用があるときは、当該収穫共済掛金率
を基礎として省令の定めるところにより算定され
る率)」を次の各号の区分により当該各号に掲げ
る率に改め、同項に次の各号を加える。

一、その者が組合員等である組合等が第百二十
条の七第一項の規定により共済掛金率を定め
ている場合には、その者の住所の存す
る同項の区域又は地域の属する危険階級の収
穫基準共済掛金率(その者の当該収穫共済の
共済目的の種類等に係る共済掛金率について
同条第二項の規定の適用があるときは、当該
収穫基準共済掛金率を基礎として省令の定め
るところにより算定される率)

二、その者が組合員等である組合等が第百二十
条の七第七項の規定により危険段階別の共済
掛金率を定めている場合には、その者
に係る危険段階の収穫危険段階基準共済掛金
率(その者の当該収穫共済の共済目的の種類
等に係る共済掛金率について同条第二項の規
定の適用があるときは、当該収穫危険段階基
準共済掛金率を基礎として省令の定めるところ
により算定される率)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に
依り、共済目的の種類ごと及び農作物共済の
共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生
状況その他の危険の程度を区分する要因となる事
項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階
別の共済掛金率を定めることができる。この場合
には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危
険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下
ない範囲内において定額等で定めるものとし、
その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等
が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階
別の共済金額の合計額の見込額を重みとする。各
農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当
該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛
金率に一致するよう定期的に定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に
依り、共済目的の種類ごと、蚕蘭共済の共
済掛金率の下に「(その者が組合員等である組合等
が同条第十三項の規定により危険段階別の共済
掛金率を定めている場合にあつては、その者に係
る危険段階の樹木危険段階基準共済掛金率)」を加
える。

第百八条第四項の次に次の二項を加える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に
依り、共済目的の種類ごと、蚕蘭共済の共
済掛金率の下に「(その者が組合員等である組合等
が同条第十三項の規定により危険段階別の共済
掛金率を定めている場合にあつては、その者に係
る危険段階の樹木危険段階基準共済掛金率)」を加
える。

「(その者が組合員等である組合等が同条第六項の
規定により危険段階別の共済掛金率を定めてい
る場合にあつては、その者に係る危険段階の
蚕蘭危険段階基準共済掛金率)」を加える。

第八十四条第一項第三号中「肉豚」を「牛の
胎児及び肉豚」に改め、同項第七号中「をいう」の
下に「(以下同じ)」を加え、同条第二項中「前項所述
三号」を「第一項第三号」に改め、同条第一項の次
に次の二項を加える。

牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の
胎児をいい、省令で定める生育の程度に達した
ものに限る。以下同じ)は、定款の定めるとこ
ろにより、家畜共済の共済目的とすることがで
きる。

牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の
胎児をいい、省令で定める生育の程度に達した
ものに限る。以下同じ)は、定款の定めるとこ
ろにより、家畜共済の共済目的とすることがで
きる。

第八十五条の七中「第三項まで」を「第四項まで」
に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第二項及
び第四項」に改める。

第九十九条第一項第八号中「第八十四条第三項」
を「第八十四条第四項」に改める。

第一百七条第三項を次のように改める。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に
依り、共済目的の種類ごと及び農作物共済の
共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生
状況その他の危険の程度を区分する要因となる事
項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階
別の共済掛金率を定めることができる。この場合
には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危
険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下
ない範囲内において定額等で定めるものとし、
その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等
が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階
別の共済金額の合計額の見込額を重みとする。各
農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当
該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛
金率に一致するよう定期的に定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に
依り、共済目的の種類ごと、蚕蘭共済の共
済掛金率の下に「(その者が組合員等である組合等
が同条第十三項の規定により危険段階別の共済
掛金率を定めている場合にあつては、その者に係
る危険段階の樹木危険段階基準共済掛金率)」を加
える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に
依り、共済目的の種類ごと、蚕蘭共済の共
済掛金率の下に「(その者が組合員等である組合等
が同条第十三項の規定により危険段階別の共済
掛金率を定めている場合にあつては、その者に係
る危険段階の樹木危険段階基準共済掛金率)」を加
える。

同項の規定により都道府県知事が定める地域又は区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の蚕繭危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定額等で定めるものとし、その蚕繭危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の目込額を重みとする各蚕繭危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の蚕繭共済掛金率に一致するよう定めるものとする。

を「当該家畜又は牛の胎児を含む。以下同じ。」で改める。

第一百四条の二第一項第一号中「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係」を「乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係並びに肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的としない家畜共済に係るもの」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、組合員等ごとに次の価額を合計した金額

イ 当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額

ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に第八十四条第二項の省令で定める生育の程度に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額

第二百四十四条の二第二項中「又は第三号の家畜を若しくは第四号の家畜又は同項第一号イの牛(次項に掲げるものを除く。)」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第三号」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項第二号イの牛であつて、その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。

第一項第一号ロの牛の胎児の価額は、省令の定めるところにより、その母牛の価額を基礎として算定される金額とする。

第一百五十五条第一項中「第八十四条第一項第三号」の下に「及び同条第一項」を加え、「次項から第六項まで」を「以下この条」に改め、同項第一号中「第六項」を「第十項」に改め、同項第一号中「第六項」を「第十項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第六項」を第十項及び第十一項に改め、同条第四項中「第一項第一号」を「前項第一

うに改め、同条第五項から第七項までを次のよ
り主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の
発生状況その他危険の程度を区分する要因とな
る事項に応じて危険段階の別を定め、その危険
段階別の共済掛金率を定めることができる。こ
の場合には、その危険段階別の共済掛金率は、
次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した
率とする。

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲
(第百十一条の八第一項の申出があつたとき
は、当該申出に係る共済掛金期間につき適用
すべき共済事故による損害に対応する第一項第一
号の共済掛金割引標準率甲を基礎として省令
の定めるところにより算定される率を差し引
いて得た率。第十一項において同じ。)を下ら
ない範囲内において定額等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙
(第百十二条の八第一項の申出があつたとき
は、当該申出に係る共済掛金期間につき適用
すべき共済掛金率については、当該申出に係
る共済事故による損害に対応する第一項第二
号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令
の定めるところにより算定される率を差し引
いて得た率。第十一項において同じ。)を下ら
ない範囲内において定額等で定める率

前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び
同項第一号の危険段階共済掛金標準率乙は、組
合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険
段階別の共済目的の種類ごとの共済金額(第六
項に規定する多種包括共済にあつては、その共
済目的の種類ごとの共済金額に相当するものと
して省令の定めるところにより算定される金
額。次項において同じ。)の合計額の見込額を重
みとして、各危険段階共済掛金標準率甲を算術
平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲

に、各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するよう定めるものとする。

第三項第二号の率は、同号の危険段階別の主務大臣の定める率を超えない範囲内において定めるものとする。

第一百五条第二項及び第三項を削り、同条に次の八項を加える。

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済という。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかるらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時において現に飼養しているものの償額（百第十四条の二第一項第二号の価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一年間において当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される

代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その収穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域又に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するよう定めるものとする。

第百二十条の七の二を削る。

第一百二十条の九第一号中「係る果樹」の下に「又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹」を加え。

第百二十条の十五第五項の次に次の一項を加え。

第一百二十条の二十の二 農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があったときは、当該申出に係る園芸施設共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としないものとする。

第一百二十三条の二十三第一項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的等による種別（施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的等による種別」に改め、同項の次に次の一項を加える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合に、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の危険段階共済掛金標準率を下らない範囲内で定額等で定める率及び同項第二号の率を合計した率とし、その危険段階共済掛金標準率甲は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、

その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各危険段階共済掛金標準率中の算術平均が同項第一号の共済掛金標準率中に一致するよう定めるものとする。

第一百二十四条第三項各号を次のように改める。

一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の規定により共済掛金率が定められる共済関係にあつては第百十五条规定第一項第一号及び第二号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係に該当しない共済事故による損害で治療技術料等以外のものに対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

第一百二十四条第四項中「第百二十条の七第一項第一号の率」を「共済掛金率」に、「同条第二項」を「第一百二十条の七第二項」に、「同号の率」を「共済掛金率」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

第一百三十二条の二条の「第一項中〔第八十四条第四項〕を〔第八十四条第五項〕に改める。

第一百三十六条第三項各号を次のように改める。

一 再保険金額に、第一百二十五条第一項第三号の金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第一百十五条第一項第一号及び第一号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）、第一百五十二条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第一百五十五条第一項第一号の率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに對応するものとして省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

二 共済金額に第一百五十五条第一項第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

第一百三十六条第十項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的等による種別」に改める。

第一百五十条の八中「第一百二十条の七の二」を「及び第七項」に、「及び第一百三十七条第四号イ」を「並びに第一百三十七条第四号イ」に、「同項」とあるのは「第一百二十条の七第一項」と、「を（同項第一号及び第二号中）に、「第一百二十条の七の二及び第一百二十条の九第一号中「収穫共済の共済目的の種類等」を「同条第七項中「収穫共済の共済目的の種類等」と、収穫共済の共済事故等による種

別」とあるのは「特定収穫共済の共済目的の種類」と、第百二十条の九第一号中「収穫共済の共済目

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

的の種類等に係る果樹又は特定の収穫共済の共済
関係」に改める。

別表を次のように改める。

(水稲)

区	分	割	合
○・○二以下の部分	百分の五十五	百分の六十一	
○・○二を超える部分	百分の五十五	百分の五十五	
○・○四を超える部分	百分の五十五	百分の五十五	

陸稻	分	割	合
○・○四以下の部分	百分の五十	百分の五十五	
○・○四を超える部分	百分の五十五	百分の五十五	
○・○七を超える部分	百分の六十一	百分の六十一	
○・一を超える部分	百分の六十五	百分の六十五	
○・一五を超える部分	百分の七十	百分の七十	

麦	区	分	割	合
○・○三以下の部分	百分の五十五	百分の五十五		
○・○三を超える部分	百分の五十五	百分の五十五		
○・○六を超える部分	百分の六十一	百分の六十一		
○・○九を超える部分	百分の六十五	百分の六十五		
○・一二を超える部分	百分の七十	百分の七十		

麦	区	分	割	合
○・○三以下の部分	百分の五十五	百分の五十五		
○・○三を超える部分	百分の五十五	百分の五十五		
○・○六を超える部分	百分の六十一	百分の六十一		
○・○九を超える部分	百分の六十五	百分の六十五		
○・一二を超える部分	百分の七十	百分の七十		

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表の改正規定(第三号に係る部分に限る) 昭和六十一年八月一日

二 第十二条第三項及び第十三条の四の改正規定 第百八条に一項を加える改正規定並びに

定 第百二十条の十五に一項を加える改正規定 第百二十条の十五に一項を加える改正規定

(農作物共済に関する経過措置)
改正前の第百七条第三項の規定による都道府

県知事の認可及び同項の規定により組合等が定めた共済掛金率は、改正後の第百七条第三項の規定による都道府県知事の認可及び同項の規定により組合等が定めた共済掛金率とみなす。

(家畜共済に関する経過措置)

改正後の第十三条の二、第八十四条第一項第

三号、第二項及び第三項、第八十五条の七、第

百十一条第一項及び第三項、第一百十二条の六、

第一百十四条の二、第一百十五条、第一百十六条规定及び第四项、第一百二十四条第三项並びに第一百三十六条第三项の規定は、この法律の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお從前の例による。

(園芸施設共済に関する経過措置)

改正後の第八十四条第一項第七号及び第四

项、第八十五条の七、第九十九条第一項第八

号、第一百二十四条第五项並びに第一百三十六条第

三、第一百二十四条第五项並びに第一百三十六条第

十項の規定は、この法律の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお從前の例による。

三 昭和六十一年十二月一日

三 第十二条第一項、第十三条の三、第一百七条第三項、第一百二十条の六第一項及び第一百二十

条の七の改正規定、第一百二十条の七の二削除

る改正規定 第百二十条の九、第一百二十四条

第四项及び第一百五十条の八の改正規定並びに

別表の改正規定(第三号に係る部分を除く) 昭和六十一年八月一日

二 第十二条第三項及び第十三条の四の改正規

定 第百八条に一項を加える改正規定並びに

定 第百二十条の十五に一項を加える改正規定

(農作物共済に関する経過措置)
改正前の第百七条第三項の規定による都道府